

# 阿波の自治



公益財団法人 徳島県市町村振興協会 編集・発行

2019  
Vol.95

2

巻頭言

### 安全・安心と 林業の町の再生を目指して

徳島県町村会会長 坂口博文  
那賀町長



5

特集1

### だいじょうさい あらたえ 大嘗祭と麩服

特定非営利活動法人あらたえ副理事長 藤本高次

10

特集2

### 阿波が最も輝いた時代を現出する遺跡 ～守護町勝瑞遺跡～

藍住町教育委員会社会教育課課長補佐 重見高博

16

地方自治雑感

### 半世紀続くケアンズ市との姉妹都市交流と今後について ～美波町・ケアンズ市姉妹都市締結五十周年記念海外派遣事業～

美波町政策推進課事務主任 川西永悦

18

市町村情報

#### 地方創生の動き

地域住民自らが主役となり、地域で安心して暮らしていける環境づくり  
「海陽町型生涯活躍のまちづくり」推進特区事業

海陽町まち・みらい課長 森崎忠憲 …… 18

#### 研修生だより

坂の上の雲のように？

石井町総務課課長補佐 藤本洋一郎 …… 20

研修で学んだことを活かす

東みよし町税務課主査 川原哲平 …… 22

アカデミーレポート

二〇一九年度「自治体マネジメントのための地方公会計実務」を受講して

鳴門市財政課主事 三 栖 大 樹 …… 24

トピックス

**吉野川市** 吉野川市多目的グラウンド整備事業 …… 26

**佐那河内村** 徳島県の「村」を未来に繋ぐ！ 移住・継業支援拠点整備事業 …… 27

28

選挙運動用ポスター等の選挙公営制度について

市町村課主事（行政担当・選挙管理委員会事務局併任）井 口 聡 …… 28

災害における地方債の活用について

市町村課主事（企画財政担当）七 條 由 紀 …… 32

地方財政計画と市町村普通会計当初予算の概要について

市町村課主事（企画財政担当）南 賀 銀 次 …… 36

令和元年度実施プレミアム付商品券事業について

市町村課主事（企画財政担当）西 岡 敬 太 …… 40

徳島県における移住者数増加のための取組みについて

地方創生推進課主事（移住交流担当）岩 本 裕 樹 …… 43

地方創生について～地方版総合戦略を中心に～

地方創生推進課主事（地方創生担当）橋 本 敦 …… 46

こちら編集部 …… 50



■表紙写真 阿波市

- 1 阿波の土柱
- 2 岩津橋
- 3 日開谷川の桜並木
- 4 柿原堰
- 5 善入寺島



## はじめに、那賀町の概要

那賀町は、約六九五平方キロメートルと広大な面積を有していますが、九十五%が森林の町です。平成十七年三月五カ町村が合併したため、行政手続きに不便がないように分庁・支所を配置しています。

町内には、江戸から明治にかけて人形浄瑠璃などを上演する農村舞台が数多く残り、青年団で結成された丹生谷清流座や那賀高校人形部が公演に華を添えています。

最上流には四国の名峰剣山があり、その頂上から南面は無数の滝や珍しい植物が多数植生した、すばらしい自然景観に恵まれ、登山客が多く訪れています。

本庁舎のある最下流には、大塚製菓(株)及び大塚テクノ(株)の工場があり

# 安全・安心と 林業の町の再生を目指して

徳島県町村会会長  
那賀町長

坂口博文

大塚製菓(株) 大塚テクノ(株)



従業員約三八〇人が雇用されています。隣接する阿南市まで高規格道路が完成間近であり、二社の企業に於いてもそれに併せて規模拡大策を検討していただいているところでもあります。

## 林業の町として

九十五%の森林と林業で栄えた町も、近年の木材価格の低迷により林業従事者が激減している状況にあります。再生に向けて目標数値に素材生産量二〇万m<sup>3</sup>、林業従事者二五〇人を林業マスタープランに掲げて推進しております。

そうした中で、林業の再生に於いては、林業関連産業の核となる林業ビジネスセンターを開所し、町の林業振興課、森林組合、森づくり推進機構、森林協会の事務所を置き、情報の一元化による効率的且つ安定的な森林経営をサポートし、木材流通コスト削減を含めた広域的な視野から経営改善を図り、林業従事者の確保と雇用の場の拡大を図っています。林業従事者の確保に向けては、ビジ

ネスセンターに林業テクノスクールを開講し、林業技術・資格の取得を行っております。そして、町内唯一の高校である那賀高校に森林クリエイト科が設置されたことから、林業関係に従事していただく為に、行政としても学校運営に積極的に参画し、施設整備は勿論、教育環境の整備にも最善を尽くしています。

そして、本年度第一期生が卒業し、森林組合ほか各事業体及び役場へ七名を迎えることが出来ました。今後、森林環境譲与税が創設され、森林経営管理法による新たな森林の保全管理システムが施行される中で、その仕組みや制度を森林所有者に周知し、将来の経営意向調査など、各市町村で行うこととなった共通の事務を合理的に行うと共に、森林・林業に関する外部有識者等から技術的

支援が得られるよう合同で取り組むために、徳島県南部地域（阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町）に於いて「とくしま南部地域森林管理システム推進協議会」を設立し、那賀町林業ビジネスセンター内に事務所を置き、森林の整備を一層推進していきます。



林業ビジネスセンターとテクノスクール実習場

### 多彩なブランド作物の継承

農業に於いては、標高五〇メートルから五五〇メートルの間に農地があり、小規模農業ながら適地適作を活かし、収益性の高い作物を生産しています。特に木頭ユズ、切り花、



那賀町のブランド農産物

スタチが上位を占め海外展開も行っていきます。これまで、種苗や施設に支援をしてきましたが、後継者不足により市場の要望に応えきれない状況が出てきている作物がある為、若者育成や移住者を含めたグループの支援に力を置いていきます。

### 人口減少と少子高齢化

那賀町の人口は令和元年八月末現在八二六〇人、高齢化率四八・一％と少子高齢化が一段と進んでいる中で、高齢者のみの世帯は一九三〇世帯、内一人暮らしは一三三世帯、支援・介護の必要な人が約九四〇人います。この方々は施設介護に併せて安否情報をいち早く把握しなければなりません。保健師・民生委員は勿論、「那賀町見守りネットワーク

協定」により、商工会や郵便局の配達員さんにご協力をいただき生活情報を把握していただいております。人口減少の抑制策としての定住・

移住人口の確保に住宅の整備は欠かせません。これまで家賃で償還可能な戸建住宅九戸を建設してきましたが、平成三十年度に新たに宅地造成を進め、順次家賃で償還可能な戸建住宅等約五十五戸・集合住宅二棟の建設を進めます。子育て環境に於いても保育料の減額、医療費十八歳まで無料等を実施してきましたが、今後、高校生の寮費軽減、企業社員の家賃軽減及び社員住宅の補助等には、住所移転を条件に検討し、定住化を図ります。

そして安定して働き続ける雇用の場を基本に若い世代が定住し、結婚し結婚祝い金・出産し出産祝い金（人数により最大二〇万円の加算金）、子育てし所得制限無しで保育料・給食費無料及び子育て支援センター・ファミリースポーツセンターによる支援、教育し小学校から高等学



町産木材を活用した定住住宅（家賃で償還し持ち家となる）



新規集合住宅及び戸建住宅建設用地

校・大学まで学用品や奨学金の支援を行い、希望が持てる町、新しい人の流れをつくり時代に合わせてたまちづくりを進めることにより人口減少の抑制を図っていきます。

### 医療介護と包括ケア

那賀町には一病院と四診療所（上那賀病院・日野谷診療所・木頭診療所・北川診療所・木沢診療所）及び二つの民間医院と二つの歯科医院があり、特別養護老人ホーム「水ノ花荘」外介護施設が五施設あります。また、介護付き高齢者住宅が二施設あり安心して暮らせるさと那賀町を目指して高度医療機器の整備と医療・包括ケア体制の充実を図って

きました。

しかしながら医師・看護師不足により、日野谷診療所での入院・介護・保健の包括ケアセンターのうちに入院・救急を上那賀病院に集約することを余儀なくされると共に、医療・介護の保険料が高騰し、町費（一般財源）の投入を検討しているところ

です。こうしたことから、予防に力を置いた取り組みに重点を置き、ICTを活用した地域包括システムの構築に向け地域住民のご協力も得ながら、地域でできることをも踏まえて

お互いに助け合い、支えあいながら安心して老後の支援が受けられる体制づくりとして、「近所サポーター

制度」を設置すると共に、医療機関との連携をはかるため介護・医療のネットワークを構築しています。医師や保健師に配備したタブレット端末で、一人暮らしの高齢者・障害者

や患者の健康情報を共有し、素早い予防行動や治療に繋いでいくことにより、医療・介護費用の抑制にもつなげていきます。そして、「那賀町

見守りネットワーク」や災害時にも効果が大きい県内の医療機関と患者の情報も共有できる「阿波あいネット」にも参加を呼びかけ、在宅医療

の充実や災害時の支援にも繋げていく体制の構築を目指しています。

医師・看護師確保については、課題も多いですが、徳島県は地域枠の医師を県立病院に派遣し、各へき地拠点病院等を支援することで医師確保の体制の充実を図ることとしていただいています。隣接の阿南市とも協定をしている定住自立圏による、病院・医師の連携強化を推進していくことにより、地域の医療を守り、介護・医療、そして生活支援も住み慣れたふるさと那賀町で安心して受けられるよう、充実した包括ケアシステムの構築に最善を尽くしてまいります。

## 安全・安心なまちづくり

那賀町を東西に流れる那賀川は急流であり、洪水被害の多い河川です。那賀川河川整備計画により、世界初の工法による洪水調節をするためのゲートを二つ新設し洪水調節機能を向上させ、下流域の床上浸水対策緊急事業の堤防工事の完成に併せて上流の小見野々ダムの改造事業も河川整備計画に盛り込んでいただき、一層の洪水調節機能強化を図っていただけることとなり、安全な町へ向けて進んでいることに感謝をしています。

また、災害時の情報通信網の整備においても、携帯電話の不通地域は

ほぼ解消され、更に高速通信に向けて光ケーブル敷設を整備しており、令和二年度中に全町完成予定で、その後、5G・ソサエティ5の対応を目指します。

生活環境においても、学校・公共施設の耐震化が残っているのが上那賀支所と給食センター、那賀町総合体育館のみとなり、既に着手している上那賀支所に続いて順次進めていきます。し尿・ごみ焼却処分場においては、し尿関係の処分場は完成していますが、ごみ焼却処分場は、クリーンセンターとして令和二年三月完成に向けて順調に工事が進んでいるところ

## ドローンが飛ぶ町

四国の名峰剣山の麓、自然が残る那賀川の源流から、工業団地のある最下流部まで、「ドローンが飛ぶ町」として、那賀町は徳島県の特受を受けています。現在、ドローン操縦技術や資格取得の講習会を実施し、すばらしい景観を空撮し全国に発信していくと共に、ドローンマップによる飛行スポットを紹介しています。さらに、ドローンレースの開催、災害状況調査・遭難者確認及び救援物資の搬送、搭載するスペクトルカメラによる農産物の生育状況や森林木材材積調査など、産業振興にも活用しています。

多くの方に、那賀町が「住む人来る人に魅力いっぱい」の町、本当に「那賀は、なかなかいいな」を実感していただきたいと思います。



クリーンセンター完成予想図



ドローンによる救助物資の搬送



# 大嘗祭と鹿服

天皇陛下の御即位により、新たに令和の時代を迎えた令和元年十一月皇居に建てられた大嘗宮において大嘗祭が斎行されました。

大嘗祭は稲作農業を中心としたわが国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、自らもお召し上がりになり、国家、国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式です。

この大嘗祭において、諸国から献上される供物や御贄などには定め事がされていますが、阿波忌部が調製する「鹿服（あらたえ・麻で織った布）」は別格の取扱が定められていました。

朝廷より派遣された勅使（鹿服御衣使）のもと京の都に入り、神祇官に鹿服のみ直接預かり置かれ、大嘗祭の当日まで丁寧に保管されます。そして当日、朱雀門で繒服（にぎたえ・鹿服）に對に置かれる絹織物）や他の供物・御贄と合流し、御殿人が直接大嘗宮内の神座まで鹿服を運び奉りました。

## 阿波忌部氏の大嘗祭の役割

大同二年（八〇七年）齋部広成が平城天皇に

特定非営利活動法人あらたえ副理事長 藤本高次

選りだした古語拾遺に「宗家忌部氏の長である天富命に命じて、阿波忌部氏の祖、天日鷲命の孫たちを率いて、地味の良いところを求めて阿波の国に遣し穀・麻の種を植えさせた。其の裔、今彼の国に在りて、大贄の年に当たり、木綿、鹿服及び種々の物を貢ぐ。郡名麻殖とする縁之也」とあります。

また、神護景雲二年（七六八年）「阿波の国麻殖郡の人外從五位下忌部連方麻呂、從五位上忌部連須美等十一人に姓・宿称を賜う。大初位下忌部越麻呂等十四人に姓・連を賜う」と記されています。

「姓」は族長に与えられる階級で在り、宿称は高位から三番目に当たり、連は氏長者の有力なものに与えられ、この時代の阿波国麻殖郡に二十五の有力な氏族が存在していたことがわかります。

この頃には、これらの族長の評定によって鹿服調進者（御殿人）を決めていましたが、鎌倉時代には木屋平三木山の三木家等に定着しました。その様子を伝える古文書があって、次のように大嘗祭に奉仕したことがわかります。

- (一) 三木宗時 文応元年十一月（一二六〇） 龜山天皇大嘗会に奉仕する
- (二) 三木安村 永仁六年十一月（一二九九）

後伏見天皇の大嘗会に奉仕する

- (三) 三木長村 延慶二年六月（一三〇九） 花園天皇大嘗会に奉仕する

- (四) 三木長村 文保二年十一月（一三一九） 後醍醐天皇大嘗会に奉仕する
- (五) 三木氏村 正慶元年十一月（一三三二） 光厳天皇大嘗会に奉仕する

- (六) 三木重村 暦応元年（一三三八） 光明天皇大嘗会に奉仕する

鹿服調進は、光明天皇の大嘗会を最後に中断しました。戦国時代に入ると数々の朝儀は断絶してしまい、大嘗祭が再興したのは江戸時代第二十三代東山天皇の一六八七年のことです。

江戸時代の鹿服は神祇官の主導により作成されましたが、献上物には「阿波忌部代」と記されており、以降明治まで続けられました。

大正天皇即位の際、当時の三木家当主宗治郎氏がこれらの記述した古文書をもとに運動し、阿波忌部氏からの供納を五七七年ぶりに復活させました。

これにより大正、昭和、平成の大嘗祭には、木屋平で糸を紡ぎ、山川町山崎忌部神社織殿で織って供納しました。

- (一) 三木宗治郎 大正四年十一月（一九一五） 大正天皇大嘗祭に奉仕する

- (一) 三木宗治郎 昭和三年十一月(一九二八) 昭和天皇大嘗祭に奉仕する
- (二) 三木信夫 平成二年十一月(一九九〇) 平成天皇大嘗祭に奉仕する

### NPO法人あらたえの取組

平成二十九年六月六日、現在の上皇陛下の御譲位を受けて全国に類を見ない、地域の歴史、文化、伝統を絶やさないように、次世代につなげていく必要から地域有志とNPO法人あらたえを設立しました。

設立総会では多くの問題を指摘する意見が出ました。

まず、大嘗祭は皇室の伝統祭祀で事業実施に伴う経費はすべて寄付金で賄うということは政教分離の原則から自明のことでしたが、原料となる麻の栽培は法律で禁止されており、厳重な管理体制に多額の費用を要すること。

次に、かつて六、五〇〇人いた木屋平地域の人口は、一割に満たない、六〇〇人程度になっており、その住民の多くは六〇歳を越える高齢者であることなど難題が山積し



ていました。

各地において住民の理解と協力を求める説明会を行った結果、大多数の地域住民から賛同が得られ、天皇一世一代の儀式、大嘗祭に取り組む地域の体制が整いました。

### 作業開始

#### ○矢来用の竹の調達

平成三十年八月二十五日(土)、三十度を超える猛暑の中、美馬市穴吹町吉野川河川敷で矢来用竹の取り入れ作業を行いました。



竹には、伐採するのに適した時期があり、八月のお盆が過ぎて下旬頃に切ると虫が付きにくく、腐りにくいとされています。矢来を長く保つ必要から、この時期の作業となりました。

#### ○麻栽培畑の整備

平成三十年十月十八日(木)、麻栽培地の畑の整備作業にかかりました。バックホーによる株の掘り起こしやトラク

ターで耕運を行い、石の除去などは手作業で根気よく行った結果、理想的な畑に仕上がりました。

この後も雑草の抜き取りや耕運など畑の状況を見守りながら必要に応じた作業を繰り返しました。



#### ○地鎮祭

平成三十年十月三十一日(水)、麻の豊作と畑の安全を願って地鎮祭を行いました。

式典には、関係者ら約五〇人が参列し、麻畑をお祓いした後、厳かに玉串奉奠などの儀式を執り行いました。





○畑の土壌調査  
平成三十一年十一月二十日（火）、栃木県鹿沼市麻栽培農家五人が来訪し、栽培地の土壌調査の指導を受けました。



○竹矢来・金網柵の設置  
平成三十一年二月三日（日）、成長した麻の葉は麻葉の材料ともなることから管理は厳しい指導を受け、畑を柵で二重に囲い、更に防犯カメラや赤外線センサーも適切な位置に配置し盗難防止に備えました。



### ○播種式

平成三十一年四月九日（火）、午前十時三十分から整備された畑に斎場を設け、麻の種をまく儀式の播種式を行いました。  
式典には関係者ら約百人が参列し、大幣でお祓いし、厳かに大地の神々に農作業の安全と成長をお祈りしました。  
この日から、約百日に及ぶ二十四時間体制の畑の管理が始まりました。



○麻の成長過程  
播種から二十九日後、約三十七センチメートルに成長し順調に育っています。



### ○抜麻・初蒸式

令和元年  
七月十五日  
(月)、役員  
三人が、高  
さ二、五  
メートル  
程に育った  
大麻を丁寧  
に一人三本  
ずつ引き抜  
き、祭壇で  
お祓いした  
後、近くに  
備えた蒸し  
桶で麻を湯  
通しする「初蒸式」の儀式を行いました。  
式典後、六アールのすべての麻を収穫し、湯  
通しによる殺菌を経て、乾燥地へ搬送しました。



### ○皮剥

皮剥作業は  
湯通しをして、  
一週間から十  
日間乾燥させ、  
麻の表皮を  
取り除くため  
水にひたして、  
寝床入れを  
します。  
寝床入れと  
はコモを掛けて  
熱が逃げないように  
して発酵させる  
作業です。  
寝床入れをして  
二日目ごろ、  
ほどよく発酵し  
て粘りけが生じて  
きた麻の皮剥を  
行います。



### ○麻挽き

皮剥したものを一本ずつ麻挽き台に乗せ、麻  
かき(へら)で表皮を削り取る作業が麻挽きです。  
この作業を経て三、四日陰干しすると精麻に  
なります。  
更に米ぬかに晒して、柔らかくなった麻の織  
維を細かく裂いてつなぎ合わせていくと麻糸に  
なります。



### ○初紡式

令和元年八月  
七日(水)、午  
前十時から関係  
者ら約七十人が  
参列し、麻畑近  
くの三ツ木神社  
で神事を執り行  
いました。

初紡では麻の  
繊維を細かく裂  
いて、より合わ  
せながら長くつ



ないでいく「麻績」や糸車に掛けて糸をよって  
いく「よりかけ」の作業が五人の巫女によって  
執り行われました。

### ○紡糸出発式

令和元年九月  
二日（月）、午  
前八時三十分か  
ら麻糸完成の出  
発式を斎行しま  
した。

桐箱に収めた  
紡糸を神前に奉  
安して、祝詞を  
奏上し、厳かに  
玉串を捧げて山  
川町への出発を  
奉告しました。

木屋平を出発  
した紡糸は午前  
十一時、山川町  
山崎忌部神社に  
到着し、唐櫃か  
ら取り出された  
桐箱入りの紡糸  
と目録を阿波忌  
部鹿服調進協議  
会会長に引き継  
ぎました。



### ○織初式

令和元年九月  
十日（火）、山  
川町山崎忌部神  
社で織初式が行  
われました。

午前十時から  
の式典には阿波  
忌部鹿服調進協  
議会と木屋平の  
NPO法人あら  
たえの関係者ら  
約二五〇人が参  
列し、巫女装束に身を包んだ女性七人が機織り  
機に麻糸をかけて麻織の完成を祈願しました。

### ○出発式と皇居供納

令和元年十月二十七日（日）、午前十時から  
住民ら四〇〇人が見守る中、川井グラウンドに  
設けた斎場で鹿  
服出発式を斎行  
しました。

桐箱に収めら  
れた鹿服を神前  
に奉安して祝詞  
を奏上し、厳か  
に玉串を捧げ、  
山川町山崎忌部  
神社に出発しま  
した。

午後二時山崎  
忌部神社に到着



し、皇居への無事供納を祈願して出発式を斎行  
しました。

徳島を出発し  
た鹿服は十月二  
十九日午後一時  
三〇分皇居新嘉  
殿に納められま  
した。

NPO法人あ  
らたえ設立から  
約二年四ヶ月、  
私達の大きな事  
業は無事完遂す  
ることが出来ま  
した。



# 阿波が最も輝いた時代を現出する遺跡 ～守護町勝瑞遺跡～

藍住町教育委員会社会教育課課長補佐 重見高博

## はじめに

守護町勝瑞遺跡とは、板野郡藍住町勝瑞にある国史跡勝瑞城館跡を中心とする遺跡の名称です。勝瑞には、室町時代の阿波守護細川氏が守護所を置き、この地を本拠として畿内の管領家を支えました。

守護とは、室町幕府の職名で、守護は諸国の警備や治安維持にあたりました。また、守護所とは守護の居住する館が所在する場所で、現在の県庁と県警本部を併せたような役目を果たしました。守護所はその国の政治・経済・文化の中心地として発展します。そして、守護所を中心として発展した町を「守護町」と呼び、勝瑞に置かれた細川氏の守護所を中心として発展した町の遺跡を「守護町勝瑞遺跡」と名付けました。

守護町勝瑞は、阿波の政治・経済・文化の中心地として栄えます。阿波守護細川氏の三代目となる細川頼之は將軍義満



写真1 勝瑞城館跡空中写真

に請われて幕府の管領という職に就きます。管領とは、將軍を補佐し政務全般を司る重職です。以後、細川氏がこの職を代々受け継ぐこととなりますが、阿波の武將が畿内を中心として活躍する基盤がここに出来上がったのです。

戦国時代には細川氏の阿波支配の一翼を担い、畿内の管領細川家をも支えた三好氏が実質阿波

の実権を握るようになります。三好氏もまた勝瑞を本拠とし、畿内へ進出した三好長慶は一時天下を握り、阿波では弟の実休が勝瑞の主となりますが、兄を助け度々畿内へ出兵します。

日本の中心で活躍した細川氏、三好氏が本拠とした勝瑞には、当時日本の中心地であった京都と直結した文化がもたらされていたことは間違いありません。

守護町勝瑞遺跡では、平成六年から発掘調査が進められており、平成十三年には勝瑞城館跡が国史跡に指定されました。以後も継続した発掘調査が行われており、細川氏や三好氏の栄華が垣間見られています。

本稿では、今までの調査で明らかになりつつある室町時代の勝瑞について、細川氏や三好氏はいつ頃から勝瑞に住んでいるのか、三好氏の本拠地で、今は一部細川氏のものとも考えられています。勝瑞城館はどのような城館だったのか、そして、その周辺にはどのような町が広がっていたのか、といった三点について紹介したいと思います。

### 一 細川氏・三好氏と勝瑞

#### (一) 細川氏と勝瑞守護所の成立

細川氏は、足利氏の支流で、鎌倉時代に三河国額田郡細川郷（現在の愛知県岡崎市細川町周辺）に土着したことに由来します。

建武の新政に反旗を翻した足利尊氏は、新田義貞・楠木正成らに敗れ、九州に下ります。その途中、配下の有力武將を中国・四国地方に配置しますが、四国には細川顕氏・和氏が派遣され、秋月（現在の阿波市土成町秋月周辺）に入ることとなりました。室町幕府が開かれると秋月が阿波の初期守護所となり、細川氏は寺院を建立するなど整備に努めました。後に勝瑞に守護所が移されることとなります。

勝瑞に守護所が移された時期については今までも多くの説があります。それらをまとめると次のとおりです。

まず、古くは享保年間成立の『南海通記』に細川頼春が勝瑞に安居したと記されており、また文化年間成立の『阿波志』でも延元二年（一三三七）に頼春が居城したとします。しかし、寛政頃に成立した『阿府志』には詮春の時に初めて勝瑞に居住したとしており、江戸時代の段階ですでに諸説あります。

その後、昭和三十八年刊行の『徳島県史』では応安年間とし、昭和四十年刊行の『藍住町史』では延元四年（一三三九）、或いは貞治二年（一三六三）としています。

この段階までは南北朝期に守護所勝瑞が成立したとする説が有力だったようですが、その根拠は不明で、本田昇氏はこれらを否定し、『土成町史』で一宮松次氏が、応永六年（一三九九）が細川頼春の菩提寺である光勝院が萩原に移転した時期の下限としたことに対応して、これを守護所移転の下限とする新たな説を提示しました。

しかし、この説についても根拠は薄く、その後は、勝瑞地名の初見が「天穂語録」で延徳三年（一四九二）であることや、守護在京制から在国への転換を画期と考え、十五世紀後半～末とする説が見られるようになりました。

ところが近年、福家清司氏は「秋月荘八幡宮鐘銘」の初鑄銘と改鑄銘の差異を根拠として応永二年（一三九五）から永享七年（一四三五）までの間に勝瑞守護所が成立した可能性を指摘しました。さらに、『仏通禪寺住持記』に「勝瑞津」が見えることについて、この史料の年代が十五世紀前半であると考えられることから、これが「勝瑞」という地名の初見であるとし、この時期に守護所勝瑞の成立時期が絞られるとしました。

それでは、発掘調査成果からはどのように見えるのでしょうか。

発掘調査では、中国からの輸入磁器や備前焼や瀬戸美濃焼などの国産陶器が多く出土します。それらの様相を見ると、十五世紀前葉にまとまった陶磁器のセットが確認されはじめ、十五世紀後葉から十六世紀前葉には遺物量が最も多



写真2 勝瑞出土の中国産の磁器

くなり、これらの時期に勝瑞の社会に画期があることが分かります。全国の守護所の事例を見てみると、守護が京都に住むことが基本であった十

四世紀から十五世紀中頃までは地方に守護所と認められる遺跡や都市的な空間はほとんど見られません。しかし、十五世紀後半に勃発した応仁の乱以降には荒れた京都を後にしてほとんどの守護は任国に下ります。その時期を境に各地で守護所や周辺の都市的な場の遺跡が見つかるようになるのです。その理由として、守護が在京していた時期にはさほど守護所を整備することとはなかったのではないかと考えられています。勝瑞においても同様のことが考えられ、福家氏の提唱する十五世紀前半に守護所が勝瑞に移転したのであれば、この時期には多くの住民が移入したり、寺院や市場が整備されたりするなどの大規模な整備はなされなかったことが考えられます。細川氏が京都から阿波に下ってくる時期こそ他の守護所でも見られるように大規模な整備が進められるきっかけだったのでない

でしょうか。勝瑞における細川氏の在国は文龜二年（一五〇二）に細川成之が阿波に下った後であり、この時期が勝瑞発展の一大画期と考えられます。

以上のことを併せて考えると、十五世紀前葉で永享七年（一四三五）までの間が守護所勝瑞成立の時期であり、十六世紀前葉の文龜二年頃が守護所勝瑞発展の時期と考えられます。



写真3 細川成之像  
(徳島県立博物館蔵)

(二) 三好氏と勝瑞

三好氏は、鎌倉時代の阿波守護であった小笠原氏の後裔と伝えられる氏族で、三好郡内に居住した小笠原氏がその土地の名前を名乗ったのが始まりだといわれています。三好氏の名が初めて史料上に見えるのは寛正六年（一四六五）二月二十四日付「細川成之奉行入飯尾真覚奉書写」(『阿波国徴古雑抄』所収、『細川三好両家消息』)で、阿波三郡守護代として三好式部少輔が登場します。

その後、史料に実名が見えるのは三好之長で、之長は永正三年（一五〇六）に管領細川政元の養子となった阿波守護家出身の澄元の後見人として上洛し、畿内で名の知られる存在となります。しかし、永正十七年（一五二〇）五月十一日、澄元と家督を争った細川高国に敗れて百万

遍で自害しました。

之長の死後は孫の元長が跡を継ぎます。元長は之長とともに畿内へ出陣していましたが、阿波へいったん帰国しました。元長は、美馬市脇町岩倉にあった宝珠寺を勝瑞に移転させ、祖父之長の院号「見性寺殿」に因んで見性寺に改称したといわれます(『板野郡誌』)。また、大永七年（一五二七）に管領細川晴元とともに足利義維を擁して堺へ渡海しますが、このとき勝瑞を祈念して勝瑞の土地一町一段を見性寺に寄進したことが見性寺の記録に残っています。これらのことから、永正年間のおそらく一五二〇年頃には三好氏は確実に勝瑞に居住していたと思われる。



写真4 三好元長像(見性寺蔵)

その後、元長は堺へ上陸し細川高国や足利義晴を軍事的に圧倒します。そして、ついに堺を拠点として幕府政治を左右するほどにまで力をつけました。しかし、今まで支えていた細川晴元と対立するようになり、享禄五年（一五三二）六月に顕本寺で自害に追い込まれてしまいました。

元長の跡を継いだ長男の長慶は大永二年（一五二二）生まれで、このとき一〇歳。永正年間に三好氏が勝瑞に居住し始めたのであれば、長

慶の生誕は勝瑞であった可能性もあります。

長慶は畿内へと進出し、阿波では、次男の実休が勝瑞を拠点に阿波と讃岐・淡路南部を支配しました。ここに三好家は畿内で活動する本宗家と、阿波を本貫地とする阿波三好家に分かれることとなります。そして阿波三好家は、以後、実休―長治―存保と継承されるのです。

二 勝瑞城館の姿

勝瑞城館は、阿波三好家の本拠と推定され、国史跡に指定されていますが、その範囲や構造の詳細は、未だ明らかとなっていない。しかし、発掘調査の成果等から大凡の部分は推定することができるのです。

まず範囲ですが、「かわらけ」の分布状況により推定できます。「かわらけ」とは、宴会や儀式の場で多く使用される素焼きの土器皿で、これが大量に出土することから盛んに饗応がなされていたことを示しており、その地域の中心の館である



写真5 勝瑞城館跡出土の「かわらけ」

儀式の場で多く使用される素焼きの土器皿で、これが大量に出土することから盛んに饗応がなされていたことを示しており、その地域の中心の館である

まず、十六世紀前葉には区画Ⅰが整備され池泉庭園が造営されます。大規模な池を持つ、権威を表象する空間が整備されるのです。一方、区画Ⅱではこれに先行して薬研堀(濠)二〇〇一・二〇〇二)や小規模な区画溝(SD一〇〇三・一〇一四・一〇一七)があったことが考えられ

ることを示しています。勝瑞における発掘調査では、図1に示した範囲の外ではかわらけの出土割合が低くなることから、この範囲に勝瑞城館が推定されます。

その範囲内には、縦横に張り巡らされた幅十メートルを超す大規模な濠が各所で見つかっており、最終段階にはこれらの濠によって囲まれた複数の区画があったことが推定されます。しかし、それらは同時に整備されたものではなく、社会情勢の変化に伴って整備されたものなのです。

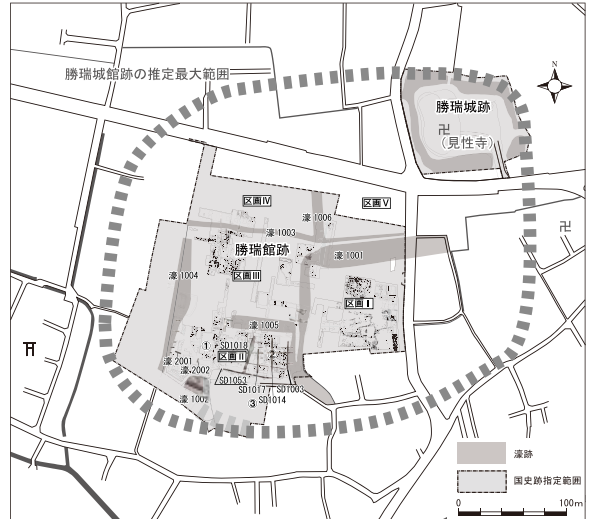


図1 勝瑞城館跡の推定最大範囲



写真7 勝瑞城跡の土塁

この土塁などの防御施設は築かれておらず、勝瑞城館の大きな特徴となっており、濠は恐らく治水のために掘られたもの



写真6 勝瑞城館跡の池泉庭園

ます。この時期にはまだ大きな濠は掘られておらず、区画Ⅰが突出した権威の空間として存在した可能性が高いと思われるます。

次に、十六世紀後半になると薬研堀は埋没し、溝で区画された小区画は統合され、幅十メートル以上、深さ三・五メートルの大規模な濠で区画された曲輪が形成されます。この大規模な濠が掘られるものの、土塁などの防御施設は築かれておらず、このことは、勝瑞城館の大きな特徴となっており、濠は恐らく治水のために掘られたもの

と考えられ、濠から出土した卒塔婆から、永祿七年(一五六四)頃には成立していたことが分かります。この大規模な濠によって、区画された複数の屋敷空間が想定されており、この時期には複数の同等の権威が存在したことも考えられます。区画Ⅰの池泉庭園は一六世紀中頃には廃絶し、その跡にはかわらけの焼成窯が築かれます。

そして、徐々に城館は整備・拡張され、十六世紀の第三四半期には区画Ⅱ・①に枯山水庭園が造営されるのです。そして、最終段階の一五八〇年頃には勝瑞城が築かれることとなります。勝瑞城は、南側の屋敷地群とは異なり、大きな土塁を持つ防衛意識の高い区画で、ここに阿波の社会情勢の大きな変化が見て取れます。

こうした勝瑞城館の姿の変遷の背景には、権力者の移り変わりや社会情勢の大きな変化があると考えられます。その画期となる事象として、以下の点を挙げました。

まず、細川氏あるいは三好氏の勝瑞居住です。細川氏については十五世紀前葉と考えられる守護所設置時、あるいは細川成之が阿波在国をはじめめる文亀二年(一五〇二)です。また、三好氏は元長の頃で永正年間と考えられています。三好氏は、前に述べた見性寺の移転に際し、岩倉の馬木の住人も勝瑞に移転させたともいわれており、そうであれば三好氏が勝瑞を拠点とするにあたり、大きな画期となったことでしょう。つまり、区画Ⅰは細川氏あるいは三好氏の勝瑞居住に伴って整備された権威の空間と考えられ

るのです。注目すべきは、十六世紀中頃にはこの区画の権威は否定されていることです。

つづいては、元長の死後に長慶の本宗家と実休の阿波三好家に分かれた時期が挙げられます。実休は天文二十二年（一五五三）に守護の細川持隆を殺害し、実質上、阿波の実権を握るようになります。発掘調査で見える大きな濠と、それに囲まれた複数の屋敷地群はこれ以降の時期のものであり、その景観には三好氏の権力のあり方が表れているのではないのでしょうか。

さらに、天正八年（一五八〇）～十年頃には城主のめまぐるしい変遷が見られます。三好長治没後に阿波三好家を再建した十河存保でしたが、織田信長や羽柴秀吉と通じて、当時阿波に侵攻していた長宗我部元親や一宮成助を引き込んだ篠原松満らと対立することにより、一時讃岐へ退去することになります。このとき、一宮成助が勝瑞に入ります。しかしその後、信長と本願寺の和睦に反対して本願寺を退去した牢人や紀伊・淡路の軍勢が勝瑞を奪い取り籠城します。これに対して秀吉は、黒田孝高や生駒親正、仙石秀久らを阿波へ派遣して勝瑞を攻略しました。しかし、阿波への介入はさほど深入りしなかったため、最終的には天正九年（一五八一）一月には十河存保が再び勝瑞を奪還することとなります。さらに、その翌年の天正十年には土佐の長宗我部氏の勝瑞侵攻もあり、戦国時代を通じて軍勢が迫るような危機的な状況がなかった勝瑞に、信長による広範な地域を巻き込む大規模な戦争が迫り、この時期に一気に勝瑞は戦

乱の渦中に入ることとなります。この時期がまさに勝瑞城が築かれた時期なのです。

勝瑞城館の構造の変遷にはこうした社会情勢の変化が反映されていると思われる、さらに詳細な調査によって、様々なことが解明されることが期待されます。

### 三 中世都市「勝瑞」のかたち

細川氏、三好氏が築いた勝瑞の城館の周辺には武家屋敷や神社、町屋などが立ち並んでいたと思われませんが、当時の様子を記した一次史料は残っていません。そのため、近世に編纂された軍記物などの記録や、部分的に行われている発掘調査成果からその様子を紹介します。

まず、特徴の一つとして多くの寺院が存在していたことが挙げられます。



写真8 正貴寺跡で検出された建物跡

が挙げられます。発掘調査の結果、平成二十六年に国史跡に追加指定された三好氏の祈願寺である正貴寺跡をはじめ、寺院と考えられる遺構が多く見つかっており、文献から



写真9 正貴寺跡出土の鬼瓦

も勝瑞には多くの寺院が立ち並んでいたことが推定されます。

次に、町屋や市についてですが、発掘調査ではそれらは見つかっていないのです。前出の文献、『昔阿波物語』には次のように見えます。

「勝瑞の町に市を立て候。盗人も市立ち仕候。在郷の者の売り物は、筵を敷きならべて綿、紅茶、かう苧にて候に、盗人共は廿人ばかり、我どし喧嘩士候様に刀を抜いて振り回し候えば、斬られじとて、売り物捨てて逃げ退き候をなでさらえて盗人共は取り申し候。さいさいの事なる故に、町人共がいよいよにくき事かなと申して、堅木の棒をこしらえて、百五十人若き者共が、家へ隠れて待ち候時、いつもの如く、盗人共、刀を抜いて振り回し候を、町人出合い、ぼ

いずれも江戸時代に成立した編纂物ですが『阿州三好記大状前書』や『阿州三好記並寺立





写真 10 整備された区画IIの枯山水庭園

そこには、勝瑞の町に市が立てられており、そこに盗人が横行していた様子が描かれていま  
す。そして、盗人の横行に耐えかねた町人たちがそれに立ち向かっていくのです。しかし、盗人どもの逆襲に遭い、天正十年に三好康長が入り盗人の

うききに仕り候へば、人の家の内へ逃げ入る者もあり、在郷へ逃げ行く者も有り、その内大将の目下又之進を町屋に取り込め置き候ところに、盗人の同類共が二千人ばかり、勝瑞へ取りかけおびただしく入候時、勝瑞よりも取り出て合戦に及び、互いに手負い出来申し候、その時正安公は勝瑞に御座候いつれども、曲事とも仰せられず、結局、御前衆にも盗人の同類多く候故に、れんれんに盗人が強くなり候は、人のものを取り候て惜しげもなく進上申す故なり、町人は一夜も寝ず、早鐘をつかぬ間もなく、すぐなる事をこい申し候、かよふの盗人にせびらされてつらき事は、年寄り外は存ぜず候、天正十年に三好山城御下り候時、目下又之進、成敗なされ盗人静まり申し候、」

大将の目下又之進が成敗されるまで盗人の横行が勝瑞の市では続き、夜も寝られなかった町人たちの様子がここには描かれています。

これは、軍記物語の記述ですので、内容については物語であり史実ではありません。しかし、勝瑞は中世阿波最大の町として栄えたことが考えられ、町屋や市の存在も想定されます。

『藍住町史』には、西町と呼ばれる勝瑞館跡の南側の地域は地下に石が多く、勝瑞の全盛時代には人馬が多く往来したとされ、伝承が紹介されています。確かに西町の地割りをみると短冊形の地割りが見られ、勝瑞城館跡付近では唯一町屋の存在や市が想定されることになっていきます。しかし、西町の面積は狭く、城館や寺院が分布すると想定される面積と対照的です。旧吉野川を挟んだ対岸の鳴門市大麻町市場に町場が存在した可能性も考えられますが、このことについての検討は今後の課題です。

### おわりに

勝瑞における発掘調査が始まって以来二十五年が経過します。発掘調査が進むにつれ、当時の様子が徐々に明らかとなってきました。最近では、考古学だけではなく、文献史学や歴史地理学の分野等からの研究も進んでいます。ここでは、それらの成果も踏まえて、主に勝瑞における細川氏や三好氏の足跡や、勝瑞城館跡の姿、また勝瑞城館周辺に広がっていたであろう守護町勝瑞の様子について紹介してきました。



写真 11 整備された礎石建物跡と枯山水庭園

細川氏や三好氏が活躍していた時代は、阿波が最も輝いていた時代といっても過言ではありません。今後、様々な分野からの調査を進めることにより、さらに勝瑞の真髄に迫ることができるとでしょう。

同時に、そうした成果を大いに活用した整備を進めることによって、徳島県を代表する歴史文化遺産として、住民の皆さんが誇ることのできる史跡へと、さらなる前進を続けていくことができると願っています。

# 半世紀続くケアンズ市との姉妹都市交流と今後について ～美波町・ケアンズ市姉妹都市締結 五十周年記念海外派遣事業～

美波町政策推進課事務主任 川西永悦

## はじめに

美波町は、平成十八年三月三十一日に旧由岐町と旧日和佐町が合併して誕生しました。徳島県南東部に位置する町で、室戸阿南海岸国立公園でもある大浜海岸では、産卵時期である五月から八月にかけてアカウミガメが産卵に訪れ、「ウミガメの町」としても知られています。また、町内には四国八十八カ所霊場の二十三番札所薬王寺があり、年間約百万人の観光客が訪れ、近年外国人観光客も増加しています。サテライトオフィスの進出数も十九社と多く、人口減少、少子高齢化の進む小さな田舎町でありながら、「にぎやかな過疎の町」であります。

## オーストラリア・ケアンズ市の紹介

ケアンズ市は、オーストラリア大陸の北東部に位置する珊瑚海に面する港湾都市です。様々なマリンスポーツも盛んで、市内沖合には世界最大の

## 姉妹都市の経緯

サンゴ礁地帯「グレート・バリア・リーフ」があり、また世界最古の熱帯雨林が郊外に形成しているなど、海山両方の世界遺産を保有するファーン・ノース・クイーンズランドの観光拠点となっています。

昭和四十四年四月一日、お互いにウミガメの産卵地であることから、在日オーストラリア大使館の協力を得て、ケアンズ市と日和佐町（現美波町）が姉妹都市として盟約書を交わし、半世紀に渡り様々な交流事業を行ってまいりました。今までの主な交流事業としては、昭和五十五年一月に喜田町長を団長に十五名の使節団を結成し、十周年



を祝うための使節団派遣事業を行ったほか、昭和六十三年八月にはケアンズ市で国際姉妹都市会議が開催されるのに合わせ、喜田町長を団長に十九名の第二回使節団がケアンズ市を訪問しました。平成三年七月には、旧日和佐町一行二十名がケアンズ市で開催された「JAPAN WEEK」に参加し、日和佐太鼓の演奏や茶道の実演を行い、ケアンズ市の方々に喜んでいただきました。



また、行政間交流だけではなく、平成四年十二月にはトリニティベイ・ステイトハイスクールと当時の県立日和佐高等学校が姉妹校の締結、そして平成十年一月にはケアンズ・ステイトハイスクールと日和佐中学校が姉妹校締結するなど、学校間交流事業も活発に行ってまいりました。

しかし、平成十八年の旧町合併、県立高等学校の統廃合や日和佐町国際交流協会の自然消滅、また当時ケアンズ市では一國一姉妹都市と定められていたため、ケアンズ市が栃木県小山市と姉妹都市締結することから、本町との姉妹都市関係の解消問題も発生したこともあり、その頃より姉妹都市交流事業も以前に比べ減ってまいりました。

## 現状

事業の減少とともに低調になっていた姉妹都市交流事業ですが、そのような中で、平成十八年度からは、ケアンズ市より毎年十二月から一か月間、一名の学生を受け入れ、町内一般家庭にホームステイをしながら町内の学校へ通学する豪日



協会奨学生事業を行うほか、平成二十七年度より町内の由岐中学校、日和佐中学校の中学生をケアンズに派遣する短期ホームステイ事業「グローバル人材育成事業」を開始し、以後、毎年派遣を行いました。この事業は、以前旧日和佐高等学校と姉妹校を締結していたトリニティベイ・ステイトハイスクールにサポートを受け実施しております。以前のように大人数の使節団による交流事業は行っていませんでしたが、今年度は、姉妹都市締結五十周年記念海外派遣事業として八月に過去最大規模となる、二十九名の使節団を結成し、ケアンズフェスティバルに参加しました。

## 五十周年記念海外派遣事業

ケアンズフェスティバルは、一九六一年に執り行われたグリーン島栈橋の完成式典が始まりであ

り、一年で一番ケアンズが沸く地域密着型のフェスティバルです。十日間の開催になっており、初日のオープニングは二万人以上の観客が訪れる「グランドパレード」を皮切りに朝から晩までイベントが続きます。

美波町長及び平成二十九年に百年ぶりに復活した地元浄瑠璃団体「赤松座」をはじめとした美波町使節団は、八月二十四日（土）に約八十組の団体が参加した「グランドパレード」に先頭で参加し、赤松座や徳島文理大学人形浄瑠璃部による人



形浄瑠璃や徳島の夏の風物詩である「阿波踊り」を披露するなどし、また違った交流事業として、成功をおさめることができました。翌二十五日（日）には、エスプラネードという海岸沿いにあるメイン広場の特設ステージにて人形

## これから

入庁から八年間、海外留学の経験があることから担当してまいりました国際交流及び姉妹都市交流事業ですが、人口約六、七〇〇人の小さな町が、半世紀に渡り姉妹都市として海外の都市と交流を



継続してきた歴史をつなぐことは大変困難でした。しかし、大きな節目である五十周年記念海外派遣事業を成功に収めることができたことで、今後の私の仕事への自信にもつながりました。

美波町は、「ワールドマスターズゲームズ2021

関西」のトライアスロン、アクアスロンの競技開催地になっており、競技開催日である二〇二一年五月二十二日（土）、二十三日（日）を中心に、日本人だけでなく外国人参加者及び観光客が増加することが考えられます。これから町財政が厳しくなる中、これまでの自治体主導の交流事業だけでなく、お接待文化が残る美波町として、住民参加型の外国人にやさしいまちづくりを、姉妹都市ケアンズ市のアイデアやノウハウも参考にしながら考えていきたいと思えます。





神野地区全景

# 「海陽町型生涯活躍のまちづくり」推進特区事業

## 地域住民自らが主役となり、 地域で安心して暮らしていける環境づくり

海陽町まち・みらい課長 森崎忠憲

海陽町では平成二十九年五月に徳島版「地方創生特区」の認定を受け、海陽町が進める「海陽町型生涯活躍のまちづくり」推進特区事業を展開しております。人口減少と高齢化が進む中、地域の誰もが健康で安心して暮らし、地域住民が主体となって生涯現役で活躍できる「生涯活躍のまちづくり」を進めるために、海陽町神野地区をモデル地区として事業を実施しています。

海陽町神野地区は、町内を流れる海部川の中流域に位置する中山間地域で、人口は約一二〇人、高齢化率四三・八%の小集落です。人口は少ないものの地域の行事や活動・会合は盛んで、各種行事への住民の参加率も高く「地域のごときは自分たちの手」という意識が高い地域です。

その神野地区において更なる発展の方向性を推し進めるために、徳島大学にご指導いただき、ワークショップ形式での検討会議や若者会議、また、「持続可能な地域社会総合研究所」による講演会の開催などからアドバイスをいただき、現状と将来について地域で考え、今後のまちづくりの方向性を検討する取り組みを行って参りました。

具体的にはまず、地域住民によるこれまでの様々な地域活動の中で、興味や関心を持ったものを基本として部会を作り、部会ごとに活動のイメージの具体化を検討するため「海陽町地域づくり活動スタートアップ検討ワークショップ」を徳島大学指導のもと進めて参りました。ワークショップは数回に分けて実施し、各部会ではそれぞれの部会のリーダーが課題を見出し、取り組む活動の確認を行い「地域住民がやれること」また「行政に求める支援の整理」などを集約致しました。これらの地道な状況把握のための掘り起こしを進めることで、これからの取り組みが明確なものとなりました。また、ワークショップでの方向性をよりわかりやすいものとするため高知県四万十市の民間企業との意見交換も実施しました。

これらにより、空き家の活用（カフェや憩いの場、居酒屋等としての再利用）、移動手段（地域の内外に買い物に行くための交通手段の確保、見守り（日常的に地域のみんなで交流できる場の創設）、地域行事存続・若者移住（住宅提供による担い手



地域づくり活動スタートアップ検討ワークショップの様子

の増）など部会ごとにそれぞれの課題について、どのように対応していくのか検討を重ねました。

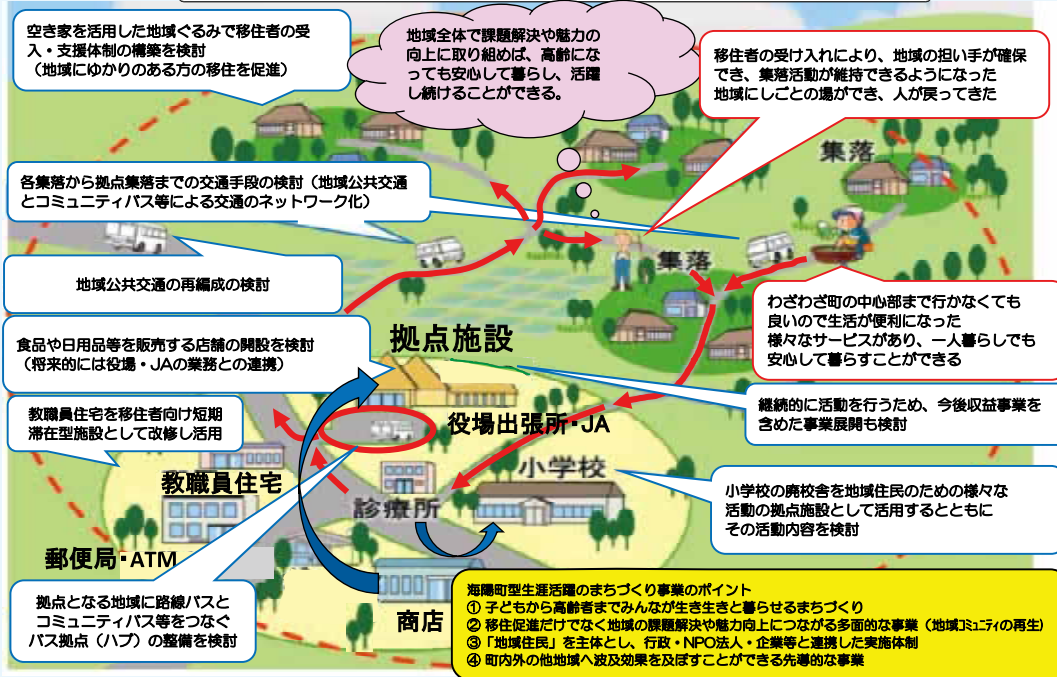
これを受け平成二十九年度に旧小学校跡地の旧校舎を「地域活性化交流施設」として改修を行い、事業発信のベースを整備致しました。これにより、日常的に地域住民で交流できる場ができ、地域内での買い物支援や高齢者の見守りも含めた生活支援としての「配食サービス」や「男の料理教室」

地方創生の動き



健康教室

海陽町型生涯活躍のまちづくり推進事業（イメージ図）



が実施できるようになりました。特に配食サービスは好評であり、地域住民からサービスを継続的に進めて欲しいとの声も上がっており、独居老人の安否確認はもとより日頃からの人と人とのつながりから好循環を生み出しています。また、心の健康だけでなく、海陽町立海南病院の薬剤師と管理栄養士による「健康教室」を「地域活性化

化交流施設」にて実施したところ、参加者の関心が高く他の地区の住民からも「定期的に行っている集会のメニューの中に組み込んで欲しい」との要望を頂いております。また、移住者の受入促進を図るため、神野地区の老朽化した旧教職員住宅を、地方創生拠点整備交付金事業で「神野移住体験施設」としてリノベーションし、平成三十年



神野移住体験施設

四月より移住者の受け入れを行っています。これまでの一年間で五組のご家族が入居しており、当施設の入居に関しては地域住民の面接も実施しており移住者の地域コミュニティへの関わりを促し地域貢献にも繋がっております。また推進特区事業の実現に向けて民間企業を中心に発足した「海陽移住促進会議」における移住者の雇用を確保した受入活動と連携し、更なる移住者の流れを推進して参ります。

移動手段の確保には、海陽町全域で七十五歳以上の運転免許返納者に対する公共交通機関の割引制度「海陽町行き！」

平成二十九・三十年度によって主な拠点整備などに予算を執行して参りましたが、令和元年度については来年度以降、特区事業終了後も、これまでの地域住民による自発的、かつボランティア的活動が持続可能な形で継続されることで地域を担い、「生涯活躍のまちづくり」の実現に向け、「住民主体で自立できる体制づくり」の整備を進めて参ります。また、三年間の特区事業での経験を活かしながら、このモデルで学んだことを無理なく、他の集落にも横展開できるように、今後とも住民の意見を聞きながら内容改善に取り組んでいきます。

活き！高齢者外出応援事業」も本年十月一日からスタートし、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと活躍できるまちづくりを実現するために、タクシー・バス・鉄道の利用料金の一部を助成するもので、交通手段の確保に向け取り組んで参ります。

今後の事業の方向性については、これまで進めてきた配食サービスや移住体験施設への移住者の受け入れ、健康教室等を継続し本年度は町立海南病院と連携をして「地元」の町立病院があることで神野地区でも安心して暮らし続けることができる」という医師との環境づくりを進めたいと考えております。これまでの活動により神野地区では行政の手を借りることなく、住民が一品ずつ持ち寄る地域居酒屋を定期的に開設するなど、住民自らが独自で楽しみながら寄り合える居場所をつくり、現代社会において希薄になっていると言われる地域コミュニティの中にあつて更なる活性化を生み出しているところです。

これから、徳島版「海陽町型生涯活躍のまちづくり」推進特区事業によって培われたノウハウを使って、地域の誰もが健康で安心して暮らし、地域住民が主体となって生涯現役で活躍できる「生涯活躍のまちづくり」に、町全体が一丸となって力強く進めて参りたいと考えております。

平成二十九・三十年度によって主な拠点整備などに予算を執行して参りましたが、令和元年度については来年度以降、特区事業終了後も、これまでの地域住民による自発的、かつボランティア的活動が持続可能な形で継続されることで地域を担い、「生涯活躍のまちづくり」の実現に向け、「住民主体で自立できる体制づくり」の整備を進めて参ります。また、三年間の特区事業での経験を活かしながら、このモデルで学んだことを無理なく、他の集落にも横展開できるように、今後とも住民の意見を聞きながら内容改善に取り組んでいきます。

これから、徳島版「海陽町型生涯活躍のまちづくり」推進特区事業によって培われたノウハウを使って、地域の誰もが健康で安心して暮らし、地域住民が主体となって生涯現役で活躍できる「生涯活躍のまちづくり」に、町全体が一丸となって力強く進めて参りたいと考えております。

# 坂の上の雲のふし

石井町総務課課長補佐

## 藤本 洋一郎

平成二十年一月頃だったと記憶しています。現在は石井町を退職されている県市町村課研修生としても大先輩である課長補佐から呼び出され、どんなお叱りを受けるのかと緊張したことを。そこで平成二十年度での県市町村課出向を打診され、当時僭越ながら、自らの能力の向上が石井町のためになると考えていた私は、一年間研修させていただくことにしました。このあたりは司馬遼太郎の代表作、「坂の上の雲」の影響が少なからずあったなど当時を振り返ってしまいます。「坂の上の雲」という表題は、封建の世から目覚めたばかりの日本が、そこを登り詰めてさえ行けば、やがては手が届くと思いがれた欧米的近代国家というものを坂の上の切なさと憧憬を表したものだそうです。

私は前期行政係、後期財政係でお世話になりました。当時色々とお教えいただいた県職員の皆様、繁忙期は一緒に苦しんだ市町村研修生の皆様、本当にありがとうございました。研修から十年以上が経過しても何かと集まることのできる元研修生がいることは、うれしい限りです。

行政係では、様々な調査がありましたが、定員管理に関する調査に全力を注げば、どうにか前期をこなせると考えていたところ、隔年で実施されるためノーマークだった共同処理実施状況調査と同時進行になった時期は、締め切りまでにクリアできないかもという不安が結構なプレッシャーになったことを覚えています。しかし、行政係での脅威は何と言っても市町村からあがってくる「質疑」でしたが・・・。

財政係では、主に地方債や公営企業に関する事務を担当させていただきました。これらに関するヒアリングでは、実務に習熟している市町村の担当者の方にどのような切り口で聴き取っていかれば良いのか苦慮しました。しかし、場合によっては事業のポイントを分かりやすく教えていただけることもあり、なかなかできない貴重な経験でした。

研修を通して感じたことは、県職員の方々が市町村の立場を考えながら、市町村が不利な状況とならないよう、また、実施しようとしていることがな

るべく可能となるようにとの配慮をしてくださっていることを間近で感じることで、石井町へ帰ってからも何かあれば安心して相談しようという勝手ながら考えていました。

研修を終え、石井町に戻ってからは水道課、そして二度目の総務課に在席し現在に至っています。総務課では情報政策を担当し、マイナンバー制度の導入や自治体情報セキュリティの強靱化等に携わりました。現在は、二〇四〇年問題で言われる人口減と職員減、また、多様化する住民ニーズに対応するため平成三十一年三月二十二日に徳島県七市町情報システム共同利用推進協議会（以下、協議会）を設立し、システムに係る経費の削減や住民サービスの維持、業務標準化の推進、災害発生時等における業務継続性の向上を検討しています。

なかでも協議会の構成団体内、市町村課研修生であった神山町担当者の方、公益財団法人eーとくしま推進財団へ出向されていた那賀町、東みよし町担当者の方（研修時期は多少違いますが、研修生名簿では見たことがある方達）と一緒に今回の共同化に向けての協議をできることは、なんとも感慨深いものがあります。

情報システムの共同利用については、平成三十年五月から県内十一市町で検討を開始しました。地方公共団体情報

研修生だより

システム機構から自治体クラウド支援アドバイザーとして来県いただき、協議会設立までご支援いただいた高知県南国市職員の方のおかげで、コンサルタント事業者に頼らず、自治体職員のみで現行自庁設置型システムに係る費用調査や業務システムの共同利用に向けたクラウド化に関する情報提供依頼書（RFI）発行などが実施できました。これら収集した情報をもとに、システム更新後十年間の自庁設置型での費用と共同利用した場合の費用や業務継続性等を比較検討し、七市町を構成団体とし、協議会設立となりました。設立までの準備期間では、平成三十一年一月に徳島県職員会館において、七市町システム共同化フェア（講演会・シ



神山町・那賀町・東みよし町・石井町の情報政策担当者

ステムデモンストレーション）を開催するなど、七市町職員の協力のうえで実施できたことが色々とありました。共同化フェアの際には、県地域振興課の方にも講演等ご協力いただき、ありがとうございました。

この研修生だよりの内容を考えている令和元年九月末時点では、基幹系業務システムの共同利用に向けたクラウドサービス提供業務に係るプロポーザル（RFP）を実施している最中で、ベンダによるシステムデモンストレーションやプレゼンテーションをし、その後最終審査を行い、阿波の自治に掲載される十二月頃には引受先ベンダも決定しているはずですが、

ベンダ決定後は、業務標準化のための運用方針及び業務継続性向上に向けた災害時応援協定締結のための協議等すべきことは山積していますが、これまで力を合わせて問題に対処してきた他団体の情報政策担当職員を信頼し、楽しみながら（不謹慎かも知れませんが、この一年超の間、他団体のみならず様々な局面を切り抜けてきた達成感がこの表現になってしまいます。）肅々と共同化に向けて協議を重ねていきます。

少子高齢化がピークを迎える二〇四〇年頃には、若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏、標準的な人生設計の消滅による

雇用・教育の機能不全が内政上の危機として予想されています。今回の情報システム共同利用が、今後、自治体の施策（いわばアプリケーション）がうまく機能するよう、OSである自治体行政の書き換えを行うきっかけになればと願っています。

最後になりますが、県市町村課でお世話になった一年間のおかげで、少しは坂の上に近づけたかなと思っています。しかし、まだまだ頂上には遠い状態ですので、あきらめず自己研鑽に努め、地域のため業務に取り組んでいきます。私に研修の機会を与えて下さった方、ご指導・ご支援いただいた全ての方に感謝し、改めてお礼申し上げます。



システムデモンストレーション

# 研修で学んだ ことを活かす

東みよし町税務課主査

川原 哲平

## 合併直後の派遣

東みよし町は、平成十八年三月一日に三好町と三加茂町が合併して誕生しました。私が当時の地域振興局市町村課へ研修生として派遣されたのは、これから新町として事務のすり合わせや職員間の意思疎通を図っていかねばならない、そんな合併直後で慌ただしい平成十八年四月のことでした。

市町村課に配属されてからも、後任の方から問い合わせが度々あり、「古巣は大変そうだなあ。」なんて思ったこともありました。合併後のゴタゴタに巻き込まれなかった事を思うと、ある意味ラッキーだったのかもしれませんが。しかし、ゴタゴタしていたのは合併

市町だけではありませんでした。当時、徳島県では「地域完結型の総合行政機関」として出先機関の再編・機能強化に取り組んでいるところでした。総合県民局に市町村支援担当が設置され、市町村課が所管する業務のヒアリング等も各圏域の市町村支援担当が行うように変わったため、平成十八年度はそれぞれ市町村支援担当と合同でヒアリングを実施するなど、市町村課も総合県民局も、どの様に業務を連携していくのか模索していた時期だったように思います。

## 研修の成果

今でも市町村課の研修生は前期と後期で配属が変わるそうですが、私は前期に財政担当へ、そして後期に分権推進企画振興担当へ配属されました。

前期に配属された財政担当は、それぞれが受け持つ業務のヒアリングを全員でこなしていく体制でした。自分の受け持った業務のヒアリングでは、確認してもらいたいところを他の方に整理して伝え、他の方の業務のヒアリングでは、確認しなければいけないところを勉強してヒアリングに臨む。普通交付税のヒアリングから始まり、公営企業決算統計、決算統計・公共施設状況調査、特別交付税のヒアリング時期が終わるまで、ひたすらこれの繰り返し返

しだったように思います。用語すら分からない、何の知識もない状況で配属された私に、懇切丁寧なご指導をくださった当時の財政担当の皆さんには、今でも感謝しています。

後期に配属された分権推進企画振興担当では、主に公益法人等が実施する助成事業を担当しました。私はこの業務を通じて、市町村や地域づくり団体などが行う、身近な地域資源や地域特性を活かした取り組みを知り、東みよし町を外から見るときっかけにもなり





## 研修生だより

ました。そして、助成元にそれぞれの取り組みが各助成事業の趣旨や要綱に沿ったものであることを伝え、採択してもらったためにはどう説明すればいいのかを、当時の分権推進室長をはじめ、企画振興担当の皆さんにご指導いただきました。

前期・後期を通して経験した業務の進め方は、今の私の基盤となっていて、研修を終えて十余年経った今でも活かされています。特に、それまで町の業務では経験したことなかった、課長、室長、課長補佐へのレクとよばれる概況説明は、私の業務の進め方を大きく変えました。自分でまとめた調査表や資料について分析し、結果としてどういうことが分かったのか、何が根拠となっているのか、そしてそれをどう説明すれば理解してもらえるのか。そのために必要な調べる・考えるという習慣もここで身についたように思います。

## 温かい同期に恵まれて

平成十八年度は、私以外に六人の方々が研修生として市町村課に在籍していました。そして、総務省からの出向で市町村課に在籍していた方を含めた七人は、個性豊かでもとも温かい方ばかりで、多忙な研修期間中の私の心の支えにもなっていました。

私は、研修期間中の十月に結婚した



のですが、結婚式を控えたある日の業務時間終了後のことです。七人の方たちの企画で、突然、市町村課職員の方々が仕事の手を止め、立ち上がって拍手をくたさる、その後、市町村課長からお祝いの言葉をいただくという、今でも忘れられない出来事がありました。当時の市町村課長からの「徳島はぐくみ子育て憲章」を引用したお祝いの言葉は、今でもよく覚えています。

東みよし町に戻ってから第一子が誕生した時も、数人の研修生の方がわざわざ東みよし町の庁舎にまでお祝いに駆けつけてくれたりと、温かい同期に恵まれたことに、平成十八年度に研修生として派遣されて本当に良かったと

心から思っています。

## 研修を終えたその後

研修を終えたその後、私は、出納担当を一年、財政担当を九年、行政・防災担当の一年を経て、現在の税務課徴収担当二年目に至ります。研修で携わった財政担当に限らず、担当した業務については、研修時に学んだことを活かすべく、法令やその逐条解説・実務提要进行を調べ、根拠を持って業務を進めていくことを心掛けてきました。

今、地方自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変わっている様に思います。前例踏襲が通用しなくなってきた今こそ、根拠ある業務の遂行から新たな取り組みへの挑戦が必要だと感じています。これから市町村課や総合県民局などへ派遣される研修生には、知識だけでなく、適切に業務を遂行するための力を身に付けて、研修後、それぞれの市町村で研修時に学んだことを活かしていただきたいと思います。

余談になりますが、私生活では、現在、四児の父となり、第四子誕生の際には、出産後と保育所入所前の二度に分けた育児休業、いわゆる「パパ休暇」を取得し、家事・育児に専念しました。研修時にいただいた市町村課長からのお祝いの言葉にも応えられたのではないかなと思っています。

# 二〇一九年度「自治体マネジメントのための地方公会計実務」を受講して

鳴門市財政課主事

## 三 栖 大 樹

### はじめに

平成三十一（二〇一九）年四月二十二日（月）から四月二十五日（木）にかけて滋賀県の「全国市町村国際文化研修所」にて「自治体マネジメントのための地方公会計実務」を受講した。地方公会計については、総務省より統一的な基準による地方公会計の整備促進についての通知（平成二十七年一月二十三日付）があり、全ての団体に於いて平成二十七年から二十九年までの三年間のうちに統一的な基準による財務書類等の作成を行うこととされている。本市においても、平成二十八年度決算より財務四表と固定資産台帳の整備を開始しており、作成後の分析・

活用への取り組みとして他団体平均との比較等を行っているが、さらなる詳細な分析や予算編成への活用については、まだ不十分であり課題を抱えている。また、私は今年度より公会計担当になったため財務書類作成の経験が不足していることから、この研修において、財務書類作成に係る基礎知識を習得し、今後書類作成後の分析・活用についても取り組めるよう、具体的な方法や他市の先行事例を学習することを目的として、今回の研修に臨んだ。

### 財務書類作成の意義について

研修では、まず財務書類作成に係る基礎知識について、総務省や公認会計士の方に講義をいただいた。財務書類作成の重要な意義は、固定資産台帳の整備や減価償却費の計上により正確な資産価格を把握できるということである。人口減少による市町村合併や、

過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える影響などから、公共施設等の老朽化対策が各自治体の課題とされている中で、現在採用されている現金主義会計では正確な資産価格や現金支出を伴わないコスト（減価償却費等）の把握ができない。そこで発生主義会計である複式簿記を取り入れることによって、資産等のストック情報が見える化され、長期的な視点を持ちながら公共施設等の最適な配置を実現することが可能となる。

また、本市においても行政需要の高まりやポートレース事業の収支に支えられ、整備を行った公共施設が更新時期を迎えており、更新や改修に係る多額の財源をいかに確保していくかが課題となっていることから、固定資産台帳を整備することで正確な資産価格を把握し、有形固定資産減価償却比率などの指標を用いて本市の傾向を捉えることが今後の更新等のあり方を考えるにあたり重要だと考える。

### 他団体との比較演習について

次に、六人ほどのグループ演習において自団体の公会計の数値を分析し、主に住民一人あたりの資産と負債について他団体と比較する演習を行った。分析を行った結果、全体的な傾向として資産が多い団体は負債も多い。資

産というのは、更新や維持管理の観点から負債とも考えることができ、新たな公共施設の建設は将来負担増加の要因となる。

また、様々な指標を組み合わせて分析することは正確に団体の特徴を捉えることができ、財務書類の作成はその指標の把握に有用であった。例えば、団体Aについては負債の値が一番高かったが、有形固定資産減価償却比率は他団体よりも最も低い値であったことから、施設の更新を後回しにせず行っていることが読み取れた。一方で、団体Bについては資産・負債ともに低くコンパクトな運営ができているように見えたが、有形固定資産減価償却比率がかなり高く、施設の更新を後回しにしている状況が読み取れた。今回の場合では、住民一人あたりの負債の値が低ければ低いほどよいというのではなく、有形固定資産減価償却比率と合わせて比較検討することで長期的な視点での分析が可能となった。このように、分析する際には一つの指標だけでなく、複数の指標を組み合わせることで分析することが正確な団体比較に必要であるということがわかった。

現在では、各自治体において財政健全化法に基づいて実質公債費比率などの客観的な四つの指標を算定しており、他市との比較が可能であるが、地方公会計で得られる指標を用いることによ

り、財政健全化法でカバーできない資産老朽化の比率や債務償還可能年数などを補完することができ、さらに詳細な比較が可能となる。例えば、健全化判断比率の指標である将来負担比率と地方公会計の指標である有形固定資産減価償却比率を組み合わせることで、将来負担比率が低く一見健全な運営ができていように見える団体においても、もし有形固定資産減価償却比率がとりわけ高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在していることが読み取れる。

### 他市の先行事例

分析においては、長浜市の先進的な取り組みについて次のような紹介を受けた。長浜市は合併団体のため多くの公共施設を抱えており、施設の再編の手掛かりとして公会計を用いた施設別のセグメント分析を行っている。セグメント分析を行うにあたり、作成している財務諸表は行政コスト計算書と貸借対照表であり、施設の利用者数などの非財務情報も同時に記載することで施設の統廃合の客観的な資料を整備できる。しかしながら、講義のなかで、施設担当課の事務量が増えてしまうことや、出納閉鎖の関係から財務四表の完成時期が翌年度になってしまったため、予算編成時に活用することが難しいこ

となどの課題も多くあげられており、分析の取り組みや活用際に際しての難しさも感じた。

### まとめ

本研修では、地方公会計の意義などについて学ぶことができたが、分析・活用する方法については先行団体についても課題が多くあることがわかった。本市においても多くの公共施設を保持していることから、行政コスト計算書や貸借対照表を用いて、施設別の利用者一人あたりのコスト、老朽化状況等を把握することで施設の集約化や維持管理の検討を行う際に役立てることができると思われる。しかし、上記にあげた課題のほか、本市においては作成に一年程度の時間を要しているため、今のスケジュールでは分析に多くの時間をかけることができていない。本市としては、引き続き情報収集や作成業務の効率化を行い、まずは財務諸表の作成作業を迅速化させることを目標としたい。作成に関するノウハウを蓄積し、作業の効率化を図ることで作業時間の短縮を行い、分析について少しでも多くの時間を使えるようにし、施設の適切な維持管理・更新等、様々なケースで役立てることができるよう取り組んでいきたい。

# 吉野川市 吉野川市多目的グラウンド整備事業

吉野川市川島町の国道192号交差点から、南へ約1.5km入ると、今年4月にオープンした吉野川市多目的グラウンド（愛称：上桜スポーツグラウンド）があります。

この場所には、嘗て中央広域環境施設組合のゴミ処理施設・中央美化センター（1979～2005年）があり、また北側には旧川島町が運営していた上桜温泉（1980～2000年）がありました。

両施設跡地は約24,000㎡あり、グラウンドの広さが約11,000㎡の多目的グラウンドを整備しました。

事業費は、約6億4千万円でスポーツ振興助成金（toto）を活用しました。

## 吉野川市多目的グラウンド事業費

### 【歳入】

科目名称	件名	収入額
スポーツ振興くじ助成金（toto）	人工芝・防球ネット・夜間照明	54,400,000
合併特例債		546,200,000
一般財源		37,496,516
歳入合計		638,096,516

### 【歳出】

科目名称	件名	支出命令額
公有財産購入費	土地購入費等	51,870,107
委託料	測量・実施設計・監理業務	30,076,920
工事請負費	造成・人工芝・建築・舗装工事	548,824,680
備品購入費	サッカー・ソフトボール備品等	6,943,220
補償費	電柱移転補償費	381,589
歳出合計		638,096,516

事業概要は、一般用サッカー場1面（少年用2面）、フットサル場1面の、天然充填剤入りロングパイル人



工芝（リモンターフ）で、ココナッツやコルクを主体とした天然素材を充填剤で使用している為、より環境に配慮した天然芝に最も感触が近く、温度抑制効果があるものを採用しました。

その他に、LEDナイター照明（6基）、観客席（約200席）、駐車場（104台）、倉庫（1棟）、便所（2棟）を整備しました。

この施設は社会体育施設として位置づけており、市民の方へのスポーツの普及をより進める上でも、利用しやすい料金設定にしました。

市内の小学生から高校生までのサッカーチームはもとより、県内外からも多くの利用があり、各種大会やトレーニング等で、稼働率（4～9月実績、10～3月予約）は約96%となっており、利用者には大変好評となっています。

また、グラウンドは高台にあり見晴らしも良く、園路では朝夕ウォーキングをする方が多く、地域住民の方の憩いの場となっています。



来年4月からは、鴨島駅前にオープンする市民プラザ（アリーナ・図書館等）と合わせて、施設の管理・運営に指定管理者制度を導入し、「市民が集う『賑わい交流コミュニティ拠点』の実現」を目指すとともに、交流人口の増につながる事業を展開していきます。

## お問い合わせ

吉野川市教育委員会生涯学習課  
TEL 0883-22-2271

# 佐那河内村 徳島県の「村」を未来に繋ぐ！ 移住・継業支援拠点整備事業

佐那河内村では、「地方創生総合戦略と人口ビジョン」で、①しごと・雇用を創出する、②新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④小さな拠点の整備や地域連携などの村づくりを進める、の4つの基本施策を掲げています。

この基本施策を実現するための一つの手段として、『一般財団法人さなごうち』を平成28年11月に設立しました。一般財団法人さなごうちは、地域の生活や暮らしを守り、地域に伝わる生業・暮らし・文化・景観・コミュニティを将来の世代に継ぐことを目的としています。

地域交流拠点施設『新家』は、個人商店の空き店舗を借り受けて改修し、その個人商店の屋号『新家』を受け継いで、いつまでも続いていくように、また、この

場所を訪れる人にとって新しい家となるように願いを込めて『新家』と名付け、一般財団法人さなごうちの活動拠点及び地域の交流拠点としてさまざまな事業を進めています。

具体的な事業として、①移住・定住・交流の促進に関する事業、②遊休不動産の活用に関する事業、③商業施設の経営に関する事業、④ふるさと産品の開発に関する事業、⑤農林水産業支援に関する事業及び景観の維持・保全・創造に関する事業を展開しています。

①移住・定住・交流の促進に関する事業では、ふるさと住民票の登録者に向けて、平成29年6月に運営を開始した「ふるさと産品販売サイト」を通じて村の情報配信を行い、また、空き家を確保するために、空き家所有者が懸念している片付けのサポートを行うほか、村内外の交流の機会を創出するために、年4回程度の新家マルシェを開催しています。



サテライトスペース

②遊休不動産の活用に関する事業では、「新家」にあるサテライトスペース・オ

フィスの運営と、田舎暮らしを体験していただくためのお試し居住施設『幸家』・民泊施設『青家』の運営を行っています。

③商業施設の経営に関する事業では、平成31年4



『村ランチ』の様子

月より村内団体の日替わりシェフによる『村ランチ』を提供し、お昼前には売場になる日もあり、好評をいただいています。

④ふるさと産品の開発に関する事業で

は、ふるさと納税返礼品の開発・梱包・配送業務を行い、また、ふるさと産品のプロモーション映像及びチラシを制作し、メディアへの放映・配布を行っています。

⑤農林水産業支援に関する事業及び景観の維持・保全・創造に関する事業では、基幹産業である農業を鳥獣被害から食い止めるため、鳥獣害対策管理業務を行っています。

今後の事業の進め方については、一般財団法人設立当初の計画に沿って、移住・交流の取り組みを強化し、

子育て世代の獲得をめざします。また、役場と連携し、村外の方に興味を持っていただけるようなイベントなどを実施し、ふるさと住民票の登録者の獲得など、関係人口の増加を移



『村ランチ』メニュー

住・定住につなげていきたいと考えています。

また、村では近年、農業後継者不足から産品の収穫時期の人手不足が深刻な問題となっていることから、役場と連携し、日雇い労働者の獲得など、安定した農業経営を支えるお手伝いをしていきたいと考えています。

佐那河内村へお越しの際は、地域交流拠点施設『新家』に、ぜひお立ち寄りください。

お問い合わせ

一般財団法人 さなごうち

TEL 088-636-4030

# 選挙運動用ポスター等の 選挙公営制度について

市町村課主事（行政担当・選挙管理委員会事務局併任） 井 口 聡

## はじめに

本年七月二十一日執行の第二十五回参議院議員通常選挙は、徳島県と高知県が合区となつてから二度目の選挙である。

今回の選挙では徳島県の投票率は全国最下位となり、合区による選挙への関心の低下を伺わせる結果となつた。

ただ、いくら投票率が悪くなつても選挙事務はなくならないわけで、今回担当した選挙公営制度事務から見た選挙運動用ポスターについて記載したい。

## 選挙運動用ポスターについて

まず選挙運動用ポスターについてだが、選挙が始まるとよく見かける『所属党派や主張、候補者ごとの顔写真』が掲載されたものである。道ばたのポスター掲示場に貼られると一気に選挙が行われるという雰囲気になる。

さて、この選挙運動用ポスターについてもほかの選挙運動と同じく様々な制限がある。

ここでは今回、私がたずさわった参議院議員通常選挙（選挙区）における選挙運動用ポスターについて記述する。

### （一）ポスターの規格（法第一四四条第四項）

選挙運動用ポスターの大きさにも規定があり、長さ四二cm、幅三〇cmを超えてはならないとさ

れている。ただし、個人演説会告知用ポスター（長さ四二cm、幅一〇cm以内）と合わせて一枚で作成することも可能で、この場合、大きさは四二cm×四〇cm以内となる。なお、形については規格内であれば特に制限はない。

### （二）掲示できる枚数（法第一四三条第三項・法第一四四条の二第二項）

ポスターが掲示できる場所は市町村選挙管理委員会が設置するポスター掲示場のみであり、電柱や個人の家等に掲示することは違法となる。よって掲示できる枚数は選挙区のポスター掲示場の数だけとなる。

### （三）記載内容（法第一四四条第五項）

選挙運動用ポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の住所氏名が記載又は印刷されていなければならない。ただし、記載内容については、他の罰則（虚偽事項の公表や利害誘導等）に抵触しない限り制限はない。

## 選挙公営の種類

選挙公営制度とは、国又は地方公共団体が候補者ごとの選挙費用の一部又は全額を負担する制度である。この制度は、選挙に金がかかりすぎて財力が無ければ候補者になれなかったり、金がらみの政治腐敗等、選挙に不公平が生じないようにという目的で考え出された制度である。

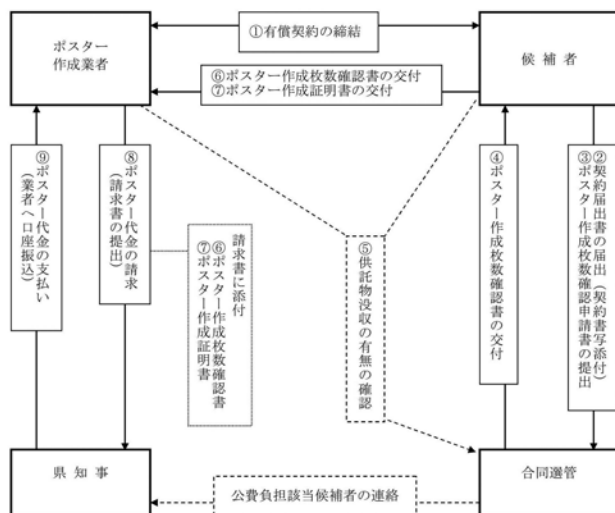
■公営となる主な内容

		選挙公報の発行	ポスター掲示場の設置	ポスターの作成	通常はがきの交付	通常はがきの作成	ビラの作成	選挙カーの使用	新聞広告	政見放送	経歴放送
衆議院 小選挙区	候補者届出政党			×	×	×	×	×	○	○	
	候補者	○	○	△	○	△	△	△	○		○
衆議院比例代表		○		×			×	×	△	○	
参議院選挙区		○	○	△	○	△	△	△	○	○	○
参議院 比例代表	名簿届出政党	○							△	○	
	名簿登載者 <small>※特定指名簿登載者を除く</small>			△	○	△	△	△			
都道府県知事		○	○	□	○	×	□	□	○	○	○
都道府県議会議員		□	□	□	○	×	□	□	×		
市区長		□	□	□	○	×	□	□	×		
町村長		□	□	×	○	×	×	×	×		
市区議会議員		□	□	□	○	×	□	□	×		
町村議会議員		□	□	×	○	×		×	×		

- ・○は公営で行われるもの
  - ・△は公営であるが得票数等に一定の制限があるもの
  - ・□は都道府県または市区町村の条例で公営にできるもの
  - ・×は公営で行われないもの
  - ・空欄は制度がないもの
- ※ここでいう「市区町村」の「区」は東京23区を指します。  
 ※都道府県または市区の議会の議員の選挙については、平成31年3月1日以降告示される選挙からビラの頒布ができることとなり、このビラの作成が条例で公営にできることとなります。

- 参議院選挙においては、主に
- (一) 自動車の使用
  - (二) ポスターの作成
  - (三) 通常葉書の交付・作成
  - (四) ビラの作成
  - (五) 選挙事務所用立札及び看板の類の作成
  - (六) 自動車又は船舶の立札及び看板の類の作成
  - (七) 個人演説会用立札及び看板の類の作成
  - (八) 政見放送用の録音・録画
  - (九) 新聞広告
  - (十) 経歴放送
- について、公営制度が設けられている。

選挙運動用ポスターの作成における公営のフローチャート



選挙運動用ポスターの公営

さて、ここでは選挙運動用のポスター公営について説明する。選挙運動用ポスターの公営については、供託物の没収がされない候補者であれば一定額の範囲内で無料で作成することができ、選挙後にポスターを作成した業者に直接支払われる。ただし供託物没収された候補者や、一定額の範囲外になった作成経費は自己負担となる。

ここでは左のフローチャートを元に説明していく。

## ①有償契約締結

## (二)有償契約の相手方

候補者は、ポスター作成業者と有償契約の締結を行う必要がある。契約の相手方はポスターの作成を業としている者法第一四三条第一四項、令第一〇〇条の四と定められており、作成とは、ポスターのデザインや写真撮影だけでなく、具体的には印刷をしてポスターとして仕上げるまでの行為と解されている。また候補者本人が印刷業を個人経営しており、自らのポスターを作成した場合、民法上の自己契約の禁止の規定により契約を締結することはできない。しかしながら、候補者が印刷業を行う法人の代表者等であるときは該当せず、契約を締結することができる。

## (二)公費の負担額(令第一一〇条の四)

作成単価限度額×合同選管が確認した枚数

※ 一円未満の端数は切り上げ

※ 合同選管が確認した枚数

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙のポスター掲示場数×二倍以内の枚数(一回の貼替え分までを公営の対象とする考え方)

選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターとを別々に作成した場合、両方の作成費用を合算して公費負担の限度額が適用される。

る。例えばポスター掲示場数が二五〇箇所である場合、両方のポスターを合わせて五〇〇枚までが限度となる。よって、この場合、個人演説会用ポスターを三〇〇枚作成した場合、選挙運動用ポスターは二〇〇枚が限度になる。

②・③ 契約届出書及びポスター作成枚数確認申請書の提出(令第一一〇条の四)

候補者は有償契約締結後または立候補の届出後、直ちに参議院合同選挙管理委員会へ契約書の写しと共に、ポスター作成契約届出書を提出しなければならない。

④・⑥ ポスター作成枚数確認書の交付

合同選管は、確認申請書の内容を確認し、ポスター作成枚数確認書を候補者に交付する。候補者は、合同選管から交付を受けた当該確認書は、⑤供託物没収の有無の確認後、⑦作成証明書と併せて契約の相手方に交付することとなる。当該書類は、県知事への請求の際に必要な添付書類であることから、当該確認書を契約の相手方に交付する必要がある。

⑦ ポスター作成証明書の交付

候補者は、ポスター作成業者に対してポスター作成証明書を提出しなければならない。作成枚数と作成金額は、実際の枚数と金額を記載すること。

⑧ ポスター代金の請求(請求書の提出)

ポスター作成業者は、請求書、請求内訳書にポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書を添付して合同選管へ提出する。

⑨ 代金の支払い

契約の相手方に直接口座振込で支払いを行う(請求を受けた県知事からの振込み)。

## 徳島・高知合同選挙区としての課題点

先述してきた公営制度は合区になったことで書類に記載する内容が勘違いしやすくなった等の課題点を紹介する。

課題点の紹介の前に合区の経緯を述べたい。参議院議員通常選挙において議員一人あたりの人口・有権者に不均衡が生じている一票の格差について、平成二十四年に最高裁判所が都道府県単位を選挙区とする選挙制度に否定的な見解を示したことにより平成二十七年に公職選挙法が改正され、人口の少ない徳島県、高知県が合区となった。

選挙区の面積は一・六倍となり、徳島県東端から高知県西端までは三〇〇km以上となっており、県庁所在地間の移動には、高速道路を使用したとしても、二時間以上要する距離になっている。このような状況になり次の点が課題となっている。



(一) 頻繁な連携

多岐にわたる情報交換を高知県と頻繁に行う必要があり、細心の注意を払って業務に臨むとしても、どうしても連絡が遅くなったり、聞き間違い等を起こす可能性は高くなっている。これは選挙管理委員会だけの話では無い。候補者側も先述したように物理的な面積・距離により、各県に事務員を配置するしかない。

(二) ポスター掲示場数

ポスター掲示場数は合区の場合、徳島県と高知県の合算となる。先述したとおり候補者側の事務員も各県の担当として配置されているため、ポスターの掲示場数を徳島県なら徳島県だけで計算を行うおそれがある。こういう間違いは、合区でない選挙区では珍しい間違った追加等があった際に注意するべき点が増えるのは間違いない。

終わりに

今回、選挙公営制度の実務を経験し、選挙制度の一部を垣間見ることができた。当制度に関する近年の動向として、平成二十九年の公職選挙法改正により、従来、国政選挙及び知事・市町村長選挙の候補者に限り認められていた「選挙運動用ビラの頒布」が、都道府県議会議員選挙や市議会議員選挙の候補者まで対象拡大されたところである。

また、候補者・政党等に関する情報の充実や、有権者の政治参加の促進を図るため、平成二十五年七月の参院選から「インターネットを利用した選挙運動」が解禁されたが、こちらも選挙公営制度と同様に、「金のかからない選挙」の実現に向けた手法として、大変有用に感じる。

選挙公営制度については、現在、全国各地で深刻化している「地方議員のなり手不足」問題の処方箋にもなるものであり、今後も、制度の更なる拡充が図られることを期待したい。

様式 13

(別紙)

## 請 求 内 訳 書

(ポスターの作成)

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

徳島県に提出する際に、掲示場数を徳島県だけの数字を入れそうになる箇所。

備考

- 「ポスター掲示場数」欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。  
 $310,500円 + 262,530円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)$  ..... 1円未満の端数は切上げ  
 ポスター掲示場数
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

# 災害における地方債の活用について

市町村課主事（企画財政担当） 七 條 由 紀

## はじめに

異常気象のニュースが今日もテレビから聞こえてくる。新聞には災害による甚大な被害の様子が毎年のように報道されている。災害が身近な存在となってしまう昨今、一個人として、また自治体職員として常日頃から災害に備える必要がある。発生する地域や時期、規模の予測が困難であるがゆえ、各自治体の対応が重要となる。このような状況を踏まえ、本稿では、令和元年度の地方債計画について概観した後、緊急防災・減災事業債の県内市町村での発行状況及び災害復旧事業債の概要を述べる。

## 地方債計画について

地方債計画は、同意・許可をする地方債の予定額の総額等に関する書類であることから、国が地方債の同意・許可を行うに当たっての運用上の量的基準となる。なお、地方債計画は、同意する限度額を定めたものではなく、計画額を超過して同意されることがある。ただし、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金については、地方債計画に計上されている資金の額が当該年度で用意されている資金の額であるため、これを上回っての同意・許可は基本的に行われない。

令和元年度（平成三十一年度）の一般会計債の計画については図一のとおりである。

ポイントとしては、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業及び緊急自然災害防止対策事業が今年度より創設されたことである。次に、内容について詳しく見ていく。

### 〈防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債〉

「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策（平成三十年十二月十四日閣議決定、以下「三か年緊急対策」という。）」に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を創設することとし、六、〇八四億円を計上している。本事業の具体的な財政措置については、充当率を一〇〇パーセントとし、元利償還金に対する地方交付税措置について、その五〇パーセント（通常の場合における地方負担額に対する交付税措置率が五〇パーセントを超えるものは当該措置率）を公債費方式により、残余は単位費用により措置することとしている。

同意等基準は、以下のとおりである。

- ・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業については、三か年緊急対策に基づく補助事業に係る地方負担金額及び国の直轄事業に係る負担金並びに三か年緊急対策に基づく独立行政法人水資源機構の行う農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものである。

平成31年度地方債計画  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位: 億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,149	1,160	▲ 11	▲ 0.9
4 災害復旧事業	965	882	83	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,418	22,636	2,782	12.3
(1) 一般	2,116	2,334	▲ 218	▲ 9.3
(2) 地域活性化策	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調	100	100	0	0.0
計	60,000	50,775	9,225	18.2

(図一: 総務省 HP より)

〈緊急自然災害防止対策事業債〉  
地方公共団体が、「三か年緊急対策」に基づき事業と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会整備に取り組んでいけるよう、三、〇〇〇億円を計上している。本事業の具体

的な財政措置については充当率を一〇〇パーセントとし、元利償還金の七〇パーセントに対して公債費方式により地方交付税措置を講じることをしている。

同意等基準は、以下のとおりである。  
・緊急自然災害防止対策事業については、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象とするものとする。

また、本事業の活用にあたっては、緊急自然災害防止対策事業計画の策定が必要であり、計画には、以下の一〜三を必ず記載する必要がある点にご留意いただきたい。

一 自然災害が発生した場合の事業の対象となる地域(地域防災計画上、災害発生時に危険な区域として指定されていない区域を含む)の危険性

二 事業の対象となる施設について、これまで防災・減災面での点検を実施している場合は、当該点検の結果

三 事業の対象となる施設の個別施設計画の策定状況

どちらの事業も、三か年緊急対策の終期である令和二年度までとなるので注意が必要である。令和元年度の県内市町村の同意等予定額(一次)は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業において一億一、七〇〇万円となっている。(図二)

## 県内市町村における緊急防災・減災事業債の発行状況

緊急防災・減災事業は防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施

### 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

#### 1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

- (1) 対象事業  
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業
- (2) 事業年度  
平成31・32年度  
※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる
- (3) 地方財政措置（防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債）  
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%
- (4) 事業費  
1. 2兆円（平成31年度）

#### 2. 「緊急自然災害防止対策事業費」の創設

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

- (1) 対象事業  
安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業  
【対象施設】  
治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川（護岸、堤防、排水機場等）、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、港湾・漁港防災 等
- (2) 事業年度  
平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）
- (3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）  
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%
- (4) 事業費  
0. 3兆円（平成31年度）

（図二：総務省自治財政局地方債課作成資料より）

する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等を対象としている。そのため、本県でも重要性が高いと考えられるため、各市町村における緊急防災・減災事業債の発行状況を図三のグラフを基に確認する。

図三を見て分かるとおり、市町村によって発行額に大きくばらつきがあり、最大約七億円の差がある。地方債の発行は各市町村の判断によるものであるが、これほどまでに差が出る結果になるとは考えられていなかった。合計の推移として、平成二十八年度は約九億三千万円、平成二十九年度は約一億七千万円、平成三十年度は約一億九千万円である。参考までに、令和元年度の同意等予定額（一次）

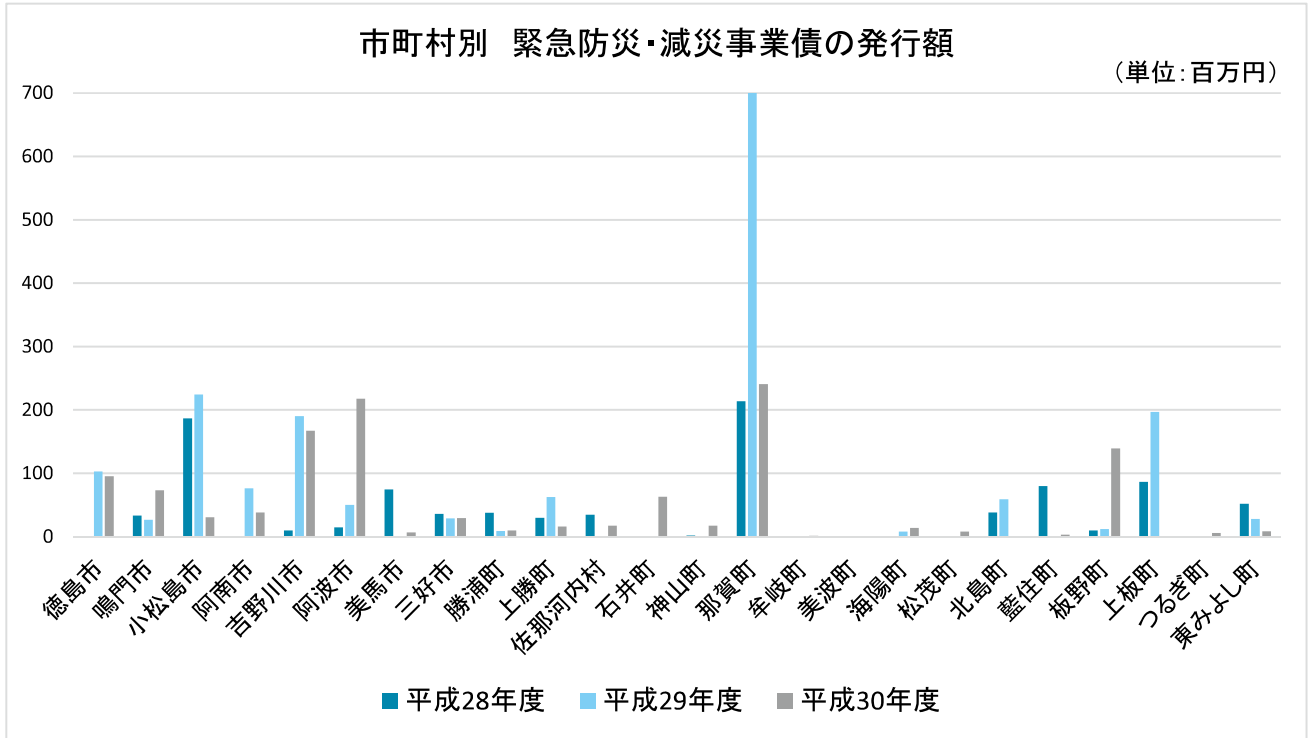
では約一億三千万円となっている。これらことから、毎年度一定したのではなく、年度によっても発行額に差があることがわかる。要因のひとつとして、各市町村における起債時点での整備の状況や地形等により予想される災害の違いなどが考えられる。

## 災害復旧事業債について

各市町村から毎年のように災害復旧事業債の要望がある。災害復旧事業債は、降雨、暴風、洪水、津波、その他異常な天然現象による災害によって必要が生じた事業で、被災した施設を原形に復旧する事業について、起債の対象となる。災害復旧は原形復旧が原則となるが、地形地盤の変動により原形復旧が技術的に不可能・困難な場合や原形復旧することが技術的・社会通念上不適当な場合においては、原形復旧ではない工法を適債とする場合もある。

「異常な天然現象」は社会通念に基づいて判断するとされているが、公共土木施設及び農地農業施設等の災害復旧事業についてはそれぞれの国庫補助制度のなかで次のような定義付けが行われており、災害復旧事業の運用に当たってもこれらを準用しているため参考とされたい。

- 一 降雨量…最大二四時間雨量八〇ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二四時間雨量八〇ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
- 二 風速…最大風速一五メートル以上の風により発生した災害
- 三 洪水…警戒水位（警戒水位の定めがない場合は、河岸高の五割程度の水位）以上の出水により発生した災害



(図三：市町村財政概要及び平成三〇年度決算統計資料を元に作図)

四 干害…連続干天日数(日雨量

が五ミリメートル未満の日を含

む)が二〇日以上であった場合

に発生した災害

災害復旧事業として起債するに当たり、まず国庫補助の対象となるかどうかの確認が必要である。国庫補助の対象とならなかったものについては、一般単独災害復旧事業の活用が考えられるが、災害の要件については国庫補助制度上で位置づけられたものがあるので、ここで災害として認定されなかった場合、一般単独災害復旧事業としても認定されない可能性がある。ここで注意が必要である。災害査定において災害と認められなかったものを「欠格」といい、また災害査定において工事費が法定限度額を下回るために対象外とされたものを「失格」という。失格は、欠格と異なり被災事実認定に疑義のないものである。また、補助災害復旧事業債の対象となることが明らかでない事業にもかかわらず申請しなかったものは起債対象外となるので、こちらも注意いただきたい。

### おわりに

災害はいつ起こるかわからない。災害に備えるために起債し、事業を行うことは地域住民への安定的な行政サービスの提供等に大きく寄与するものである一方、当該自治体にとっては元利償還金という形の義務的経費として将来の歳出予算を拘束することになる。各市町村においては健全な財政運営に基づいた適切な発行が必ずやと考える。

本稿で紹介した災害関連の地方債のみならず、すべての地方債において同意等基準や同意等基準運用要綱を参考到的確な知識をもちつつ、適切な事務処理をお願いしたい。

#### 〈参考文献〉

- ・平成三十一年度 地方債のあらまし(一般財団法人 地方債協会)
- ・地方債 第四二九号(一般財団法人 地方債協会)
- ・事業別地方債実務ハンドブック 令和元年度版(地方債制度研究会/ぎょうせい)
- ・地方債質疑応答集(地方債制度研究会/ぎょうせい)

# 地方財政計画と市町村普通会計当初予算の概要について

市町村課主事（企画財政担当） 南 賀 銀 次

## はじめに

福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備を始めとした国民生活に密接に関連する行政はその多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めている。

そのような状況のなか、全国に約一、七〇〇存在する地方公共団体の財政の総体である地方財政の現状について目を向けると、その多くは財政力の弱い市町村である。地方財政の財源不足は、平成二十二年度に過去最大の一八・二兆円に達した。令和元年度は税収増等により通常収支にかかる財源不足は四・四兆円に減少しているものの、依然として大幅な不足となっている。

以上のように地方公共団体の財政を取り巻く状況は厳しいものである一方、今後も、地方分権改革の推進や少子高齢社会に向けた介護・医療・子育て支援など地方公共団体が担うべき役割に即した地方財源の確保がますます重要となっていく。

本稿では地方団体の毎年度の財政運営の指針としての役割をもつ、地方財政計画について概観し、徳島県内の市町村普通会計当初予算の状況についてふれていきたい。

なお、本稿においては、今年度を表す場合には、参考文献に記載されている場合等を除き、令和元年度と記載する。

## 地方財政計画について

地方財政計画は、地方交付税法第七条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

地方財政計画の役割は、(1) 国家財政・国民経済等との整合性の確保、(2) 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう、地方財源を保障、(3) 地方団体の毎年度の財政運営の指針の三点であるとされている。

また、地方財政計画の特色としては地方公共団体の当該年度における実際の収支見込額を計上するものではないことのほか、普通会計の純計、単年度の収支、歳出は性質別分類、決算とは異なるといったことが挙げられる。地方財政計画は、これらの特色をよく理解したうえで、読み解くことが重要である。

国の予算との関係で言えば、地方財政計画の作成過程において、翌年度の地方財政収支が見込まれ、交付税法第六条に規定された交付税総額で収支が均衡するかが検証される。また、収支不足が見込まれる場合、それに対処するための方策（地方財政対策）が講じられる。

## 平成三十一年度地方財政計画のポイント

今年度の地方財政計画の通常収支分におけるポイントは以下のとおりである。

- (1) 一般財源総額の確保と質の改善

- ・一般財源総額について、前年度を〇・六兆円上回る六二・七兆円を確保
- ・地方交付税総額について、前年度を〇・二兆円上回る一六・二兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から大幅に抑制

(2) 幼児教育の無償化に係る財源の確保

令和元年十月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、令和元年度は消費税率引き上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応

(3) 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

消費税率引き上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填

(4) 防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策の推進

緊急対策に係る事業費一・二兆円を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費〇・三兆円を計上

(5) 地方財政の健全化

地方財源不足が大幅に縮小し(30)六・二兆円↓(31)四・四兆円)、折半対象財源不足が解消

【資料1】

市町村普通会計当初予算の規模

(単位：千円)

団体名	令和元年度 A	平成30年度 B	増減率(%) (A/B-1)	備考
徳島市	100,627,041	98,956,401	1.7	
鳴門市	24,225,679	24,085,983	0.6	
小松島市	17,148,064	16,143,137	6.2	
阿南市	32,781,062	34,815,528	△5.8	
吉野川市	23,455,900	23,166,000	1.3	
阿波市	21,243,761	18,309,921	16.0	
美馬市	19,431,848	19,414,738	0.1	
三好市	24,807,193	24,510,534	1.2	
勝浦町	3,841,919	3,657,356	5.0	(注)
上勝町	3,006,921	3,068,521	△2.0	
佐那河内村	3,530,000	2,638,000	33.8	
石井町	8,673,884	8,881,401	△2.3	
神山町	4,457,000	4,419,000	0.9	
那賀町	11,735,000	11,213,040	4.7	
牟岐町	3,184,701	2,832,053	12.5	
美波町	6,820,920	6,517,760	4.7	
海陽町	7,070,849	7,203,849	△1.8	
松茂町	6,194,480	5,859,250	5.7	
北島町	7,146,000	7,640,000	△6.5	
藍住町	11,000,000	10,150,000	8.4	
板野町	6,771,369	6,242,378	8.5	
上板町	4,722,935	4,630,932	2.0	
つるぎ町	7,673,002	7,767,510	△1.2	
東みよし町	7,425,039	7,892,369	△5.9	(注)
市計	263,720,548	259,402,242	1.7	
町村計	103,254,019	100,613,419	2.6	
市町村計	366,974,567	360,015,661	1.9	

(注)平成30年度を骨格予算とした団体については、通年予算編成後の額に置き直している。

令和元年度市町村普通会計当初予算について

①概況とポイント  
徳島県内市町村の令和元年度当初予算の規模は、三、六六九億七五百万円で、前年度当初予算に比べ六九億五九百万円の増加となっております

(30)〇・三兆円  
・臨時財政対策債は、前年度から〇・七兆円抑制(30)四・〇兆円↓(31)三・三兆円)

り、二年連続の増であった。前年度からの伸び率は一・九%であり、地方財政計画における通常収支分の伸び率である三・一%を一・二ポイント下回っている。団体別に見ると、前年度から増加したのは十七団体、減少したのは七団体となっている。ポイントとしては、子育て・教育・福祉の充実や災害復旧、防災・減災対策に係る経費が増加している点である。  
なお、県内市町村の当初予算の規模については【資料1】の内容で公表している。

② 歳入の状況

自主財源の根幹である市町村税は、法人税割や固定資産税の増収が見込まれることが主要因となり、九九、二六一百万円と対前年度比一・七％の増加となっている。なお、歳入全体に占める割合は二七・〇％と、前年度の二七・一％より〇・一ポイント減少している。

地方行政の計画的な運営を保障するとともに、地方団体間の財源の均衡化の機能を持つ地方交付税は、国の総額が一、七二四億円の増（一・一％）となったことに伴い、前年度に比べて四億八八百万円（〇・六％）増加した。歳入全体に占める割合は二二・〇％と、前年度より〇・三ポイント減少しているが、市町村が一定の行政サービスを提供するための一般財源として、依然その重要性は高い。なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は、臨時財政対策債が二二億九百万円（△一八・七％）減少したことで、総額では一七億二一百万円（△一・九％）の減少となっている。

その他の科目では、国庫支出金は、保育所等整備交付金の増加などにより、二八億八五百万円（五・八％）の増加となっており、臨時財政対策債を除く地方債は、緊急防災・減災事業債の増加などにより、前年度に比べ一億七六百万円（〇・六％）の増加となっている。

③ 歳出の状況

歳出のうち、その支出が義務づけられており任意に節減できない経費である義務的経費については、退職手当の減少による人件費の減少（△〇・四％）や元利償還金の減少による公債費の

【資料 2】

市町村普通会計当初予算 【歳入歳出項目別比較表】

(市町村計)

(単位：百万円)

区 分	歳 入					区 分	歳 出【性質別】				
	令和元年度 当初予算額 A	構成比 (%)	平成30年度 当初予算額 B	構成比 (%)	伸び率 A/B-1 (%)		令和元年度 当初予算額 A	構成比 (%)	平成30年度 当初予算額 B	構成比 (%)	伸び率 A/B-1 (%)
1 市町村税	99,261	27.0	97,621	27.1	1.7	1 人件費	64,499	17.6	64,760	18.0	△ 0.4
2 分担金・負担金	2,219	0.6	2,335	0.6	△ 5.0	(1) 議員・委員等報酬特別職給与	5,830	1.6	5,496	1.5	6.1
3 使用料・手数料	6,245	1.7	7,164	2.0	△ 12.8	(2) 職員給	43,393	11.8	43,309	12.0	0.2
4 財産収入	686	0.2	846	0.2	△ 18.9	(3) その他	15,278	4.2	15,955	4.4	△ 4.2
5 寄附金	942	0.3	873	0.2	7.9	2 扶助費	75,097	20.5	72,931	20.3	3.0
6 繰入金	28,455	7.8	25,701	7.1	10.7	3 公債費	39,170	10.7	39,431	11.0	△ 0.7
7 繰越金	2,113	0.6	2,271	0.6	△ 6.9	義務的経費計(1-3)	178,766	48.7	177,122	49.2	0.9
8 諸収入	8,126	2.2	7,924	2.2	2.6	4 普通建設事業費	46,797	12.8	47,197	13.1	△ 0.8
自主財源計(1-8)	148,047	40.3	144,735	40.2	2.3	(1) 補助事業費	19,423	5.3	21,465	6.0	△ 9.5
9 地方譲与税	3,326	0.9	3,097	0.9	7.4	(2) 単独事業費	27,374	7.5	25,732	7.1	6.4
10 ゴルフ場利用税交付金	155	0.0	173	0.0	△ 10.3	5 災害復旧事業費	2,733	0.7	601	0.2	354.7
11 特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	-	6 失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	-
12 利子割交付金	196	0.1	169	0.0	16.0	投資的経費計(4-6)	49,530	13.5	47,798	13.3	3.6
13 配当割交付金	640	0.2	606	0.2	5.6	7 物件費	56,156	15.3	53,511	14.9	4.9
14 株式等譲渡所得割交付金	644	0.2	650	0.2	△ 0.9	8 維持補修費	3,731	1.0	3,513	1.0	6.2
15 自動車取得税交付金	414	0.1	602	0.2	△ 31.2	9 補助費等	31,504	8.6	30,483	8.5	3.3
16 地方特例交付金	1,497	0.4	294	0.1	409.2	10 積立金	2,107	0.6	2,227	0.6	△ 5.4
17 地方交付税	80,904	22.0	80,416	22.3	0.6	11 投資及び出資金貸付金	3,377	0.9	3,290	0.9	2.6
(1) 普通交付税	74,570	20.3	74,283	20.6	0.4	12 繰出金	41,132	11.2	41,363	11.5	△ 0.6
(2) 特別交付税	6,334	1.7	6,133	1.7	3.3	13 前年度繰上充用金	207	0.1	222	0.1	△ 6.7
18 交通安全対策特別交付金	131	0.0	139	0.0	△ 5.8	14 予備費	465	0.1	487	0.1	△ 4.5
19 国有提供施設等所在市町村助成交付金	237	0.1	231	0.1	2.6	その他経費計(7-14)	138,679	37.8	135,096	37.5	2.7
20 地方消費税交付金	12,822	3.5	12,982	3.6	△ 1.2						
21 国庫支出金	52,354	14.3	49,469	13.7	5.8						
22 県支出金	27,300	7.4	26,112	7.3	4.5						
23 地方債	38,308	10.4	40,341	11.2	△ 5.0						
うち臨時財政対策債	9,630	2.6	11,839	3.3	△ 18.7						
依存財源計(9-23)	218,928	59.7	215,281	59.8	1.7						
合 計	366,975	100.0	360,016	100.0	1.9	合 計	366,975	100.0	360,016	100.0	1.9

(注 1) 表示単位未満を端数処理しているため、計・構成比が一致しないことがある。  
(注 2) 平成30年度当初予算額は、通年ベースの額に置き直している。  
(注 3) 予算額には借換債に係る歳入歳出額を含めていない。  
(注 4) 環境性能割交付金は、自動車取得税交付金に合算して集計している。



【資料3】

市町村普通会計当初予算 【目的別歳出比較表】

(市町村計) (単位：百万円)

区分	令和元年度当初予算額		平成30年度当初予算額		伸び率 A/B-1(%)
	総額 A	構成比	総額 B	構成比	
議会費	3,180	0.9	3,209	0.9	△ 0.9
総務費	46,327	12.6	43,338	12.0	6.9
民生費	136,554	37.2	133,502	37.1	2.3
衛生費	34,634	9.4	36,127	10.0	△ 4.1
労働費	149	0.0	184	0.1	△ 18.8
農林水産業費	12,204	3.3	11,309	3.1	7.9
商工費	6,391	1.7	6,100	1.7	4.8
土木費	38,295	10.4	37,688	10.5	1.6
消防費	13,562	3.7	13,454	3.7	0.8
教育費	32,541	8.9	33,850	9.4	△ 3.9
災害復旧事業費	2,733	0.7	601	0.2	354.7
公債費	39,170	10.7	39,431	11.0	△ 0.7
諸支出金	563	0.2	514	0.1	9.5
繰上充用金	207	0.1	222	0.1	△ 6.7
予備費	465	0.1	487	0.1	△ 4.5
合計	366,975	100.0	360,016	100.0	1.9

(注1) 端数処理の関係上、計・構成比が一致しないことがある。

(注2) 平成30年度当初予算額は、通年ベースの額に置き直している。

減少(△0.7%)の一方で、介護給付費・訓練等給付費等の扶助費の増加(三.〇%)により、前年度に比べ一六億四四百万円(〇.九%)の増加となっている。

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費である投資的経費については、普通建設事業費において、庁舎や交流拠点施設、防災施設の整備などにより単独事業費は増加(六.四%)したが、高齢者福祉施設や学校施設の整備事業の進捗などにより補助事業費は減少(△九.五%)したことから、前年度に比べ四億

円(△0.8%)減少している。一方、平成三十年七月豪雨による災害復旧事業費が大幅に増加(三五四.七%)したため、投資的経費全体では一七億三三百万円(三.六%)増加している。

その他の経費については、委託費の増加等による物件費の増加(四.九%)や、公共施設の老朽化対策のための維持補修費の増加(六.二%)、下水道事業等の公営企業法適用に伴い歳出区分を繰出金から補助金に変更したこと等による補助費等の増加(三.三%)等により、前年度に比べて三五億八三百万円(二.七%)の増加となっている。

おわりに

ここまで地方財政計画の概要と徳島県内市町村の令和元年度普通会計当初予算についてふれてきた。内容を振り返ると、本県市町村の令和元年度当初予算は、引き続き地方創生の実現に向けた取組みを推進するとともに、庁舎や交流拠点施設の整備などの大型工事、防災施設の整備などの防災・減災対策に取り組みものとなっている一方、市町村財政は、社会保障経費や公共施設の老朽化対策に要する経費の増加に伴い、扶助費や物件費等が増加するなど、依然として厳しい状況にある。

また、令和二年度の地方財政計画についても八月の仮算定、年末の地方財政対策の決定を経て、例年であれば一月には国会に提出される予定である。地方財政計画には、市町村財政を適切に運営していくうえで重要となる様々な内容が盛り込まれている。

市町村におかれては、国の地方財政対策の動向を十分注視されるとともに、引き続き、地方財政対策の充実と将来を見据えた行財政改革への取組みによって、財政構造の弾力化を一層推進し、直面する行政課題に的確に対応していくことが求められている。

参考資料

- ・平成三十一年度地方交付税のあらまし(一般社団法人地方財務協会)
- ・平成三十一年度地方財政計画のポイント(総務省自治財政局)

# 令和元年度実施 プレミアム付商品券事業について

市町村課主事（企画財政担当） 西岡 敬太

## はじめに

二〇二二年十二月の第二次安倍内閣発足以降、わが国の経済は、緩やかな回復基調にあるが、全国的な問題である少子高齢化問題と人口減少問題はますます深刻化しており、根本的、構造的な課題を抱えていることに変わりはない。また、二〇二〇年の東京オリンピック後に予想されるオリンピック特需の剥落や、戦後のベビーブームで生まれた団塊の世代の全員が七十五歳以上の後期高齢者となる超高齢社会を迎える二〇二五年以降など、少し長い目で見通すと、少子高齢化の急速な進行により増大する社会保障費等への対応など、相当に厳しい状況が予想されている。

このような状況の中、本年の十月には、将来世代への負担が増加している社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換することを目的に、消費税率が八%から一〇%へ引き上げられた。

一方で、消費税率の引き上げが低所得者等に与える影響が大きいことから、政府は消費税増税対策として、軽

【図1】プレミアム付商品券事業広報チラシ

**確にん?**  
**プレミアム付商品券**

消費税率の上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするため、25%もお得に買い物ができる「プレミアム付商品券」を発行します。税率引上げ後の6カ月の間、地域の幅広い店舗でご使用いただけます。

確認したら申請にゃん!

あなたは対象者?確認にゃん!

住民税課の方  
 小さな乳幼児のいる子育て世帯

25%もお得なプレミアム付商品券

お問い合わせ先  
 専用ダイヤル: レッツ プレミアム 0570-02-2036  
 9時から18時(平日のみ) 県庁電話からおかけの場合: 050-3538-4557  
 02premium.go.jp  
 プレミアム付商品券

「プレミアム付商品券」を扱う  
 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

内閣府

減税率制度の導入、幼児教育・保育の無償化、中小小売店でのキャッシュレス決済に対するポイント還元、プレミアム付商品券事業などの各種施策を実施している。

そこで本稿では、私が県の市町村課企画財政担当として六月から九月末まで担当させて頂いたプレミアム付商品券事業の事業内容及び県内市町村におけるプレミアム付商品券購入対象者数について紹介する。

## プレミアム付商品券事業の概要

### (1) 事業の概要

プレミアム付商品券事業は、国の平成三十年  
 度二次補正予算において九六億円、平成三十一年

年度予算において一、七二三億円の予算措置がされており、消費税・地方消費税の引上げに伴う低所得者・子育て世帯の消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）の発行等を行う市区町村に対し、国による財政支援を行うことを目的に実施する。

(2) 購入対象者

①平成三十一年一月一日において市町村の住民基本台帳に記録されている平成三十一年度の市町村民税が非課税の者。ただし、平成三十一年度の市町村民税が課税されている者に扶養されている者（生計を一にする配偶者、扶養親族、青色事業専従者）及び生活保護受給者等を除く。

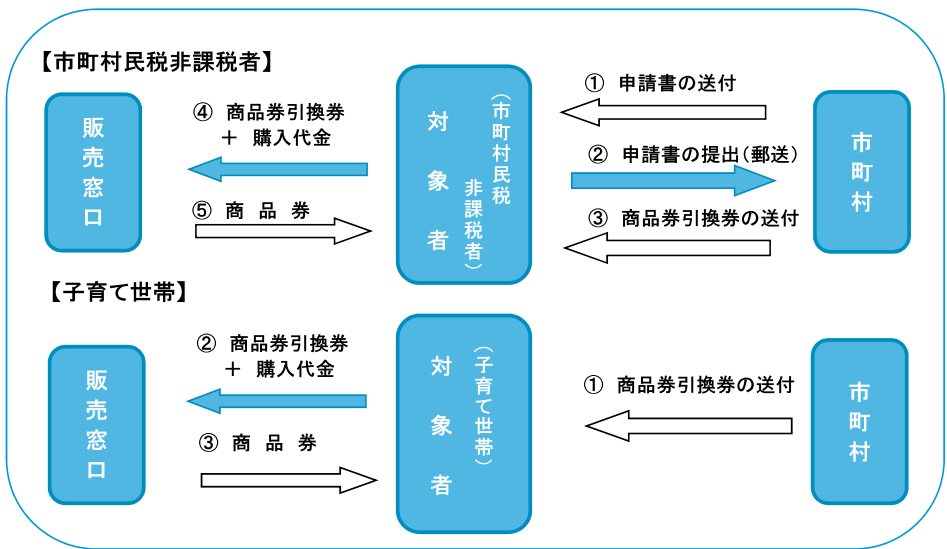
②平成二十八年四月二日（令和元年九月三十日）までの間に生まれた子（三歳半までの子）が属する世帯の世帯主

(3) 商品券の販売について

①右記(2)①の該当者については、一人につき最大二・五万円の商品券を二万円で購入することが可能

②右記(2)②の該当者については、子一人につき最大二・五万円の商品券を二万円で購入することが可能

【図2】 申請から販売までの流れ



(4) 申請から販売までの流れ

※子育て世帯については、申請は不要であり、市町村が住民基本台帳に基づき、対象者を抽出し、九月中旬以降に順次商品券引換券を発送。

商品券の取扱いについて（プレミアム付商品券事業実施要領から抜粋）

(1) 商品券の使用期間

①商品券の使用期間は、令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの間で、市町村の定める期間とすること。当該期間後、商品券は無効とすること。

②使用期間を定めるに当たっては、商品券の購入者の利便性等を勘案し、できる限り長い期間を確保するように検討すること。

(2) 商品券の使用可能店舗

①商品券の使用可能店舗については、市町村等において、当該市町村の区域内の民間事業者を対象に幅広く公募すること。

②商品券の購入者の利便性等を勘案し、市町村の判断により、近隣の市町村の全部又は一部の区域内の民間事業者について公募の対象とすることは差し支えないこと。

(3) 商品券の用途

①市町村は、商品券の使用対象外となる物品又は役務（以下「使用対象外物品等」という。）を定めることができること。

②①の使用対象外物品等を定めるに当たっては、以下に掲げる使用対象外物品等として想定されるものを参考に検討すること。

- ・ 明らかな資産形成であり、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入等

- ・換金性が高く、消費税・地方消費税率上げ直後の六か月以内の消費に確実につなげるといふプレミアム付商品券事業の趣旨にそぐわない商品券、プリペイドカード等
- ・過去に実施されたプレミアム付商品券事業に類似する市町村の事業において、不適切として対象外とされてきた性風俗特殊営業等
- ・地域経済の振興に直接的に資することが想定しがたい国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブルを含む。）

(4) 商品券の使用に当たつての留意事項

- ① 商品券を提示して行われる取引においては、釣銭は支払われないものとする。
- ② 商品券の購入者に対し、プレミアム付商品券事業の趣旨を踏まえ、商品券の第三者への転売・譲渡や換金については、行わないでいただきたい旨を周知すること。
- ③ 商品券の使用可能店舗に対し、商品券の第三者への転売・譲渡や換金の防止について協力を求めること。

(5) 商品券の換金手続き

- ① 換金の方法は、プレミアム付商品券事業に類似する市町村における従前の事業での取扱いを踏まえて適切な方法を検討いただきたいこと。
- ② 使用可能店舗による換金の申出期間は、国及び地方公共団体における本商品券事業に係る事務処理の日程及びこれまでの各地域におけ

- ③ 換金手続きを完了した商品券については、換金した金額を的確に把握するため、保管すること。ただし、換金した金額を的確に把握する方法が別途確保されている場合にあってはこの限りでないこと。
- ④ 換金手続きを完了した商品券について、(3)の把握がなされた後は、適切に処分すること。

県内各市町村におけるプレミアム付商品券事業の対象者数について

県内各市町村におけるプレミアム付商品券事業の対象者数については、図3のとおり。なお、図3の購入対象者は、令和元年七月調査時点での見込人数である。

【図3】

(単位：人)

市町村名	商品券購入対象者見込人数
徳島市	67,000
鳴門市	15,500
小松島市	8,500
阿南市	13,000
吉野川市	12,000
阿波市	10,900
美馬市	5,600
三好市	8,000
勝浦町	1,300
上勝町	700
佐那河内村	700
石井町	6,000
神山町	1,900
那賀町	2,500
牟岐町	900
美波町	2,300
海陽町	3,000
松茂町	3,000
北島町	2,000
藍住町	6,500
板野町	3,300
上板町	3,000
つるぎ町	3,000
東みよし町	2,832
合計	183,432

おわりに

冒頭でも述べたように、今回のプレミアム付商品券事業は、消費税増税対策の一つとして実施するもので、補助対象者を低所得者や子育て世帯としているが、消費税増税は、補助対象者以外の消費者にも当然影響を与えるものであり、個人消費は冷え込むことが予想される。このような状況の中で、いかにして地域経済を活性化させるかが重要であり、地方公共団体においては、今後も国の動向や経済情勢を十分に注視しつつ、個人消費の喚起や中小企業への支援、軽減税率制度などの積極的な広報や丁寧な相談対応など、適切な対策を講じる必要がある。

# 徳島県における移住者数増加のための取組みについて

地方創生推進課主事（移住交流担当） 岩本 裕樹

## はじめに

近年、地方では、過疎化や少子高齢化が急速に進行しており、徳島県の人口（一月一日現在）も、平成十一年から平成三十一年にかけて二十年連続、この二十年間で約一〇万人減少している。また、社会増減数においても平成十一年から二十年連続で転出超過となっており、平成三十年度は、その数が一、九二三人と報告されたところである。

そこで現在、各市町村において、地域活力の維持・活性化を図るため、移住者の増加に向けた様々な取組みを行っているところであるが、本稿では、徳島県が令和元年度に取組んでいる移住交流事業について紹介する。

## 移住者とは

移住者の定義について、実は現在、正式に定められたものはない。徳島県では、平成二十六年まででは、「移住・交流に関して、県・市町村が情報提供や支援などを行ったことにより移住した者など、『市町村が移住者として把握している者』と定義していた。

しかし、市町村相談窓口を通さない移住者も含め、実態を正確に把握する必要があることから、平成二十七年からは「各市町村の転入窓口で『転入状況アンケート』を転入者に対して実施し、アンケートにおいて、会社都合による転勤、進学、施設入所以外の理由で転入した方（自らの意思で、定住を目的に転入してきた方）」

を、移住者として集計している。

## 徳島県の移住関連事業について

転入・転出者数の均衡に向け、U-Jターンによるとくしま回帰を加速させるため、県では「情報発信」、「移住相談」、「魅力実感」、「移住実現」の四つのステージ毎に多様な移住交流施策を展開しており、令和元年度は特に、「若者」の定着・Uターンの促進に重点を置いて事業に取組んでいる。

### （１）情報発信ステージ

・「とくしま若者回帰アンバサダー」の委嘱  
 ・「とくしま若者回帰アンバサダー」とは、若者の目線で、若者の言葉で、若者のツールで、「徳島の今」を発信してくれる方のことである。既に開設しているとくしま若者応援サイト「AWA-RO」の継続的な発展に向け、責任を持つて主体的に情報発信を行う若者を知事が「アンバサダー」として委嘱し、歴史・文化・県産品などの魅力を若者目線で捉え情報発信をしたり、AWA-RO登録者数増加につながる情報発信方法の提案・実施に取組んで頂くことで、徳島の魅力を若者の間で広め、PRしていく事業である。

### ・とくしま若者回帰プロジェクト事業

県内の中高生や学生、県外に進出した学生及びその保護者に対し、ふるさと回帰への気運を醸成するための効果的なツアーを開催する事業である。具体的には、列車やフェリーの中での専門家を迎えるトークセッションやディス

カッシュン、グループワーク等を行い、地元徳島の未来について考えてもらう、「トレインセミナー」や「洋上セミナー」を、関西圏及び首都圏と徳島間で開催している。また、高校生や保護者向けに、徳島で働くことの魅力やメリットを知ってもらう「高校生スタディーツアー」や「わが子のふるさと就活スタディーツアー」についても企画が進んでいる。



(2) 移住相談ステージ

・ワンストップ移住相談窓口の設置  
徳島県への移住に関心を持たれている方々を、

実際の移住・交流につながるため、徳島暮らしの魅力を発信し、ワンストップで相談を受けられる窓口を徳島（とくしま移住交流促進センター）と東京（住んでみんで徳島でー移住相談センター）に設置している。両センターとも、移住相談の専門員である「移住「コンシェルジュ」が常駐し、移住に関する幅広い相談に対応している。東京の移住相談センターは、徳島県が魅力ある移住候補地として認識されるための最前線の発信拠点であるとともに、移住希望者にとって、身近な場所であるため気軽に相談ができる「つなぎの場」としての役割を担っている。一方、徳島駅前の移住交流促進センターは、徳島県内の市町村や関係団体等と連携し、仕事や住まいの確保など、地域の実情に応じた、より踏み込んだ相談に応じる役割を担い、移住関係情報を総合的に集約・発信する拠点となっている。

(3) 魅力実感ステージ

・とくしま移住実現サポートツアーの開催  
移住本気度の高い者を対象に、移住希望者の具体的な要望をツアー行程に反映させ、徳島県の魅力を体験してもらうツアーを開催している。移住希望者の希望と現実のギャップ解消や移住後のビジョンが少しでも見えることで、移住するかどうか迷っている方が、移住への第一歩を踏み出すきっかけとなる事を目指している。

・わくWORK徳島！新しいふるさと発見事業  
この事業は、国内版「ワーキングホリデー」の仕組みであり、都市部の若者が一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民と

の交流イベントや、地域の歴史・文化等の学びの場を通して、田舎暮らしの良さを感じ、地方の暮らしをリアルに体感してもらう事業である。事業を通じて、参加した若者を、地域に関心のある者から愛着を持って地域に関与する者へとステップアップさせ、最終的に移住につながるような魅力的な滞在機会を提供する。

(4) 移住実現ステージ

・徳島わくわく移住支援事業

東京圏からのU・Jターンの促進により、東京一極集中を是正し、徳島県の社会的課題を解決する産業の創出や中小企業の人材・担い手確保につながる移住者の増加を目的として、東京二十三区の在住者・通勤者（直前に連続して五年以上）が、徳島県で就職（県が認めた中小企業等）したり、起業（地域課題の解決に資する事業）として審査会で認められた計画）する場合、「引越にかかる費用一〇〇万円（単身世帯は六〇万円）」が支給される事業である。移住に伴う経済的負担の軽減を支援することによって、移住者の受入れ増加による活力ある地域づくり

を目指す。

・移住者交流会の開催

移住者が抱える不安を解消し、安心して定住していただけるよう、移住者、その支援を行う民間団体、行政関係者が参加し、移住者の共通の悩み、移住後の感想、行政への要望などの意見交換等を行う交流会を実施している。移住者には、新天地ならではの文化・風習の違いや、新しい仕事、人間関係等で思わぬ悩みを抱えることもありうることから、移住前のみならず、移住した後のフォローアップを行い、移住者の定住促進につなげている。

「とくしま」ふるさと回帰推進協議会について

これまで述べた事業のほかに、徳島県と県内全二十四市町村で構成する「とくしま」ふるさと回帰推進協議会について紹介する。「とくしま」ふるさと回帰推進協議会は、県と市町村が緊密に連携し、「ふるさと回帰対策」に取組むことで、移住交流の推進を図り、ひいては定住・交流人口の増加につなげることを目的として、平成二十一年に設立されたものである。

主な取組みとして、「移住・交流モデル事業に対する助成」として、民間団体と連携し、空き家等地域資源の活用促進等モデル的な取組みを行う市町村に助成を行っている。過去には、「空き家改修ワークショップ」や、現地での「移住希望者体験事業」などを実施してきた。また、都市部で移住・交流フェアに出展し、県外の移

住希望者に向けて、徳島県の魅力のPRや移住相談に応じている市町村に対し、出展費の助成も行っている。この出展費助成により、市町村は移住・交流フェアに参加しやすくなるため、年々多くの市町村が移住・交流フェアに参加しており、県と県内全市町村が一体となって移住交流の推進に取組む気運が高まってきている。

徳島県の移住者数の推移

移住者数はこれまで紹介してきたような取組みの効果により、平成二十七年年度の六一二人から平成三十年年度には一、四〇二人と大幅に増加している。令和元年度においても、さらなる移住者数の増加につながるよう取組みを進めているところであり、各市町村に対しても、転入届所管課としっかり連携し、移住者数の正確な把握に引き続きご理解・ご協力を求めている必要がある。

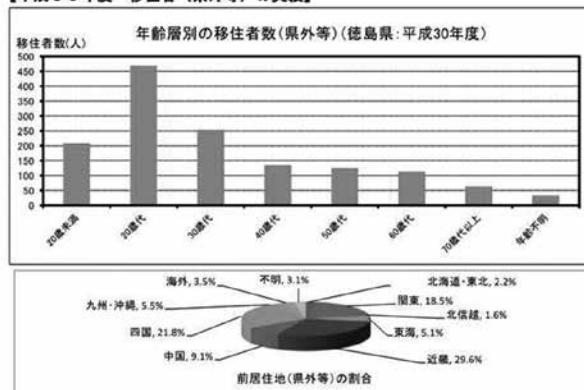
移住者数の比較（平成24年度～平成30年度）

年度	全体		うち県外等	
	人数	世帯	人数	世帯
平成30年度	3,601	2,372	1,402	1,003
平成29年度	2,874	1,838	1,200	836
平成28年度	2,113	1,323	842	586
平成27年度	1,471	962	612	424
平成26年度	93	65	65	47
平成25年度	107	70	80	43
平成24年度	114	65	99	55

平成30年度移住者（県外等）の実績

【移住者の定義】  
※各市町村の転入窓口で「転入状況アンケート」を実施し、会社都合による転勤、進学、施設入所以外の理由での転入者を移住者として集計（平成27年度より）  
※平成26年度までは、各市町村が移住交流窓口等を通じて把握できた移住者の数を県が集計し、公表しており、平成27年度以降とは単純に比較することはできない。

【平成30年度 移住者（県外等）の実績】



各市町村で把握可能な範囲内でJITタンによる移住者を調査した。  
・平成30年度、県外等からの移住実績は、全体で1,402名、1,003世帯であった。  
(1世帯あたり1.4人)  
・年齢層別で最も多かったのは、20歳代の468人、次が30歳代の254人であった。  
・東部圏域で784人、南部圏域で384人、西部圏域で234人であった。  
・前居住地(県外)  
1 大阪 202人  
2 香川 180人  
3 兵庫 139人

終わりに

このような様々な取組みにより、徳島県への県外移住者数は増加している一方で、転出超過等による人口減少と、東京一極集中の拡大を解消するには至っていない。状況を少しでも打開するために、県としては、これまでの効果的な取組みの継続はもとより、社会情勢に即した新たな事業にも取組んで参りたい。今後も、県と全市町村が一丸となって移住交流施策を推進していくことが大切である。

# 地方創生について ～地方版総合戦略を中心に～

地方創生推進課主事（地方創生担当） 橋本 敦

## はじめに

日本の人口は、一億二、七〇九万五千人（平成二十七年国勢調査：平成二十七年十月一日現在）で、前回（平成二十二年）比で九六万三千人（〇・八％）減となり、総人口が調査開始以来初めて減った。本県は二九、七五八人（三・八％）減の七五五、七三三人、大阪でも戦後初めて減少局面に入った。

一方、総務省「住民基本台帳人口移動報告平成三十年結果」によると、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）は一三万九、八六八人（外国人含む）の転入超過で、「東京一極集中」が大幅に加速している。

※東京圏への転入超過は二十三年連続  
現状のまま何もしない場合、人口急減・超高齢化により経済社会全体が負の連鎖に陥り、地域社会が衰退していくことは避けられない。

本稿では、「人口減少の克服」、「東京一極集中の是正」の実現に向けた徳島県の地方創生の取組を紹介する。

## 「地方創生」について

「地方創生」とは、地域に住み、関わる人々が、地域の未来に希望を持てるようにすることである。どのような地域を目指すのかについて、地方自治体や住民がビジョ

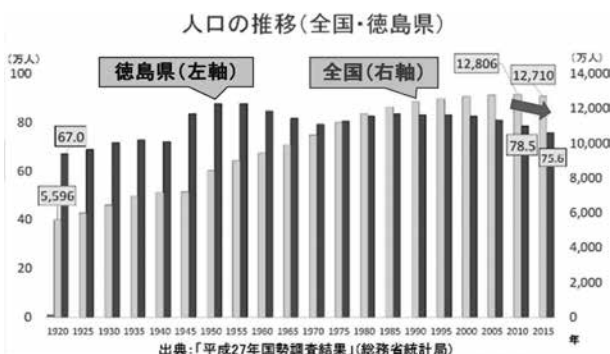
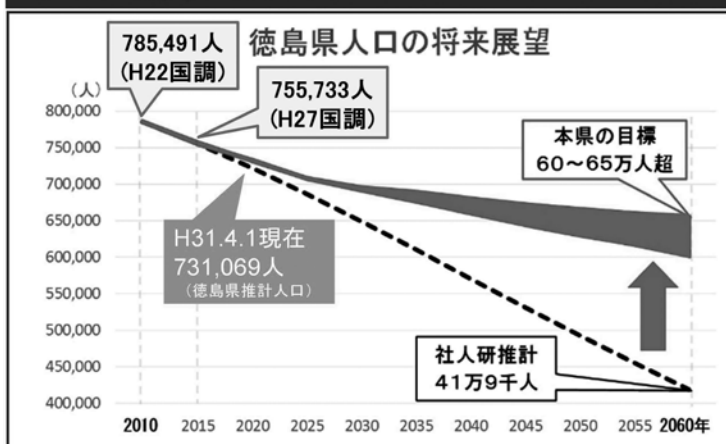
## 人口減少の進行

■人口の推移  
(平成27年国勢調査：平成27年10月1日現在)

- ▶我が国の総人口は1億2,709万5千人で、H22(前回)比で96万3千人(0.8%)減  
※総人口が減るのは調査開始以来初
- ▶大阪府も戦後初めて減少局面へ
- ▶本県は前回比29,758人(3.8%)減の755,733人に

「全国及び徳島県の人口の現状」

## とくしま人口ビジョン





ンと戦略を共有し、その実現に向けて、長期的な視野に立って取り組んでいく。地域の自治体や住民が主役となり、自らの創意工夫を凝らし地域資源を活用した取組を進めていくことが重要である。

**第一期(二〇二五～二〇二九)総合戦略『vs東京』とくしま回帰』総合戦略**

本県では、「人口減少の克服」と「東京一極集中の是正」に向けた本県独自の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「とくしま人口ビジョン」と「vs東京』とくしま回帰』総合戦略」を平成二十七年に策定した。  
※最終改訂令和元年七月。

**基本姿勢**  
位置づけ

「まち・ひと・しごと創生法」九条に基づき、「とくしま人口ビジョン」で描く将来展望に向け、人口減少の克服と持続可能な地域づくりに向け、平成二十七年から五か年(二〇一五～二〇一九)の施策の方向性を位置づける計画とする。

**検証と改善(「PDCAサイクル」の構築)**

「総合戦略」においては、「四つの基本目標」を掲げるとともに、基本目標ごとに五年後の目標を設定する。また、基本目標の達成に向け、具体的な施策ごとに「重要業績評価指数(KPI)」を設定し、これらの目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、改善(総合戦

略の見直し)を行う仕組み「PDCAサイクル」を確立する。効果検証と改善見直しを外部有識者の参画により実施する。

**基本目標**

徳島と東京が「一対」となり、「地方創生」、ひいては「日本創生」の実現を目指す「vs東京」の共通コンセプトのもと、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、活力ある「まち」づくりを加速する「とくしま回帰」の具現化に向けて、「四つの基本目標」を掲げ、「新未来とくしま」の創造へと導く各種施策を強力に推進する。

**【基本目標1】**

新しい人の流れづくり  
共通コンセプト「vs東京」のもと、各世代にわたる東京からの移住をはじめ、大都市圏からの「新しい人の流れ」を生み出す「とくしま回帰」を推進する。

**【取組事例】**

- サテライトオフィス・プロジェクト
- ・全国屈指の光ブロードバンド環境を生かし、東京都内のICT企業をはじめ、県内の三地域(神山町・美波町・にし阿波地域)を中心に、十三市町村・六十四社が進出(令和元年十二月十一日現在)
- ・美波町に侵出したサテライトオフィス企業の社員が、「デュアルスクール」制度(住民票を移すことなく、地方と都市の両方の学校を通学可能とする制度)を活用した二地域居住による「新たなライフスタイル」への転換

**○政府関係機関の地方移転**

- ・平成二十九年七月、県庁十階に、「消費者行政・消費者教育」の新たな政策創造の拠点として消費者庁等の「消費者行政・新未来創造オフィス」が設置

- ・令和二年度からは、新たな未来に向けた「消費者行政の展開・創造及び発信・交流の拠点」として、また、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた「新たな恒常的な拠点として」、「消費者庁新未来創造戦略本部」を設置

**【基本目標2】**

**地域における仕事づくり**

徳島の強みを活かした「産業競争力の強化」により、徳島に集う「ひと」が、魅力ある安定した「しごと」を創り出す「好循環」を加速する。

**【取組事例】**

- 「TurnTable」の開設
- ・平成三十年二月に徳島県の情報発信や交流の拠点とするべく、レストラン・バル、宿泊施設、マルシェ、交流スペースの四つの機能を併せ持つ施設として東京都渋谷区にオープン
- ・徳島県産の木材を使った家具や建具のほか、提供する料理にも徳島県産の食材を使用し「ブランドギャラリー」として、首都圏に住む方々に徳島の魅力を発信
- インバウンド四〇〇〇万人時代に向けた観光誘客
- ・「ウェイクボード世界選手権大会2018」の開催をはじめ、「ラグビーワールドカップ

2019」に出場したジョージア代表の事前キャンプの実施、二〇二〇年「東京オリンピック・パラリンピック」における、ドイツ代表、カンボジア代表、ジョージア代表等の事前キャンプの開催も決定

【基本目標3】

結婚・出産・子育ての環境づくり

「切れ目のない次世代育成対策」を展開し、若者の結婚や出産に対する希望の実現をはじめ、「子育ての喜びを実感できる環境」を創造する。

『取組事例』

○ライフステージに応じた切れ目ない支援

・平成二十八年七月に開設した「とくしまファミリーサポートセンター」を拠点とする「出逢い」から「結婚」までのきめ細やかな支援、全県下の中学三年生までを実施対象とした「子どもの医療費助成制度」、国に先んじ、三歳〜五歳の第二子以降へ拡大した「保育料の無料化」など、「安心して子どもを産み、育てやすい環境整備」を促進

・世代を越えて地域で支える子育て社会の実現に向け、「県版『保育助手』制度」の導入によるアクティブ・シニアの保育現場での就労支援

【基本目標4】

活力ある暮らしやすい地域づくり

「ひと」と「しごと」の好循環を強固に支え、安心して暮らし、学び、働き、子育てしやすい、笑顔に満ちた活力ある「まちづくり」を展開する。

『取組事例』

○障がい者が支える社会

・障がい者が高齢者に対し、日用品の移動販売や見守り活動を行う、「障がい者が繋ぐ地域の暮らし」ほっとかない「事業」の展開により、地域貢献活動を推進

○多世代交流・多機能型拠点の形成

地域で支え合う環境の充実・拡大を図るため、子どもや高齢者、障がい者などが集う「ユニバーサルカフェ（多世代交流・多機能型）」の普及を促進

「vs東京」とくしま帰帰」総合戦略」とSDGs

持続可能な環境や社会の実現に向け、二〇一五年九月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、総合戦略に掲げた各施策とSDGsとの対応関係を明らかにし、「SDGs日本モデル宣言」のもと、徳島ならではの取組みの推進による「地方創生」の実現を目指している。

本年九月に、消費者庁と徳島県の共催により、「G20消費者政策国際会合」が開催され、日本を含む三十八か国・機関の約一〇〇人が出席し、急速な技術革新に伴う消費者政策の課題などについて議論が行われ、「国際的な協調が必要」との認識を共有した。（消費者政策に関する国際会合が国内で開かれるのは初めて）

また、エシカル消費の推進に積極的に取り組んでいる高校生等がその取組みに関する発表を行い、優れたものについて表彰する「エシカル甲子園2019」の本選が十二月に本県で開催

予定となっており、「SDGs」を原動力とした「地方創生」に取り組んでいる。



国内初となる「G20消費者政策国際会合」

第二期（二〇二〇〜二〇二四）総合戦略

本年度は、第一期「総合戦略」五か年計画の最終年であり、また、三十年余り続いた「平成」が終わり、「令和」という新たな時代が始まった、象徴的な年である。来年度からの第二期（二〇二〇〜二〇二四）の地方創生は、「令和時代の地方創生」としての新たな飛躍に向けた第一

歩でなくてはならない。そこで、第一期の総仕上げと併せて、現在と将来の社会的変化を見据えながら、人口減少の克服、安心して暮らすことができる持続可能な地域社会の実現を目指し、県を挙げて取り組むべき二〇二〇年からの新たな五か年戦略の策定を進めているところである。

### 基本的な考え方

地方創生は、中長期の人口の推移など、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策である。第一期で根付いた地方創生の意識や取組みを二〇二〇年度以降にも継続し、「継続を力にする」という姿勢で、次のステップに向けて歩みを確かなものとする。このため、「人口ビジョン」の下に今後五年間の基本目標や施策を「総合戦略」に掲げて実行する現行の枠組を引き続き維持し、第二期「総合戦略」を策定し、地方創生のより一層の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めていく。

策定に当たって、自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、幅広い年齢層の住民をはじめ、産学官金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、地域の特性に応じた検討プロセスを経ることが重要であることから、「新たな総合戦略研究会」や「地方創生『挙県一致』協議会」において具体的検討を実施している。

### 新たな視点

第二期（二〇二〇～二〇二四）においては、四つの基本目標に向けた取組みを実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

- (1) 未来を担う人の流れづくり
  - ・新たな地域の担い手の創出・企業版ふるさと納税の促進などにつながる「徳島ファン」の創出・拡大
  - ・「ふるさと教育」をはじめとする地域の将来を支える人材の育成
- (2) 地域で支える「魅力的なしごと」づくり
  - ・好機をとらえた観光誘客の更なる強化
  - ・social5.0の実現や徳島の強みである「光」を軸とした関連産業振興や地域経済を支える中小企業支援による魅力ある就業機会の創出
- (3) 結婚・出産・子育て「希望がかなう」環境づくり
  - ・未来技術を活用した多様な働き方の推進など「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組み
  - ・困難を抱える子どもやDV問題等にきめ細やかに手をさしのべる社会の実現
- (4) 安全・安心「持続可能な地域社会」づくり
  - ・地方創生の基盤「県土強靱化」と「事前復興」の推進
  - ・人生100年時代に向け、「フレイル」対策など健康寿命延伸に向けた取組みの展開

### 終わりに

現在、国・地方を挙げて地方創生に取り組んでいるが、地域の置かれた状況は多様である。地域の主体性と「創意」「人材」を活かしつつ、「個性を活かした地域戦略」を推進することが重要で、それぞれの地域の持つ独自の個性を活かせるような「選択と集中」による地域づくりを行うことが必要である。

また、県民一人一人が、地方創生の取組みを自らの課題であることを認識し、地域住民、地域コミュニティ、企業、地方自治体など関係者が持続可能で豊かな地域社会の形成に向けたビジョンを共有することで、地域の社会的課題が解決され、地域社会の変革や成長につながっていくことが期待できる。

徳島県では、「市町村版総合戦略」の具現化に向け、「徳島発の政策提言が実る形で創設された「地方創生推進交付金」をはじめとする「財政的支援」、「カウンターパート方式による相談体制」の「人的支援」、「地域経済分析システム（REASAS）の活用実践に向けた支援」等の「情報支援」により、「徳島県全体の地方創生」につながるよう、しっかりとサポートし、市町村の総合戦略の具現化を後押ししていく。

※「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）、内閣府HPから一部抜粋。

# こちら編集部

コレステロールがちこっと高めです。中性脂肪も高めです。  
γ-GDP、尿酸はそこそこです。下がっているのは視力だけ。  
久々にバドミントンに行きました。膝が危険な感じです。やっぱり、やめておきましょう。甘い物 or アルコール？ 選ばません。ひたすら『飲んで食って笑う』を目指します。エンゲル係数は高めです。

K

先日、那賀町の高の瀬峡へ紅葉を見に行った際に、四季美谷温泉でジビエ料理を頂きました。子供の頃に食べて以来でしたので感動です。鹿もも肉の竜田揚げと鹿肉マタギ汁の定食を頼みましたが、からりと揚がった衣に甘辛い味付けの鹿肉、たくさんの野菜と鹿肉の汁物といった内容で、美味しく、しかもリーズナブルなお値段。紅葉は一足早く、見頃にお目にかかれず残念だったのですが、お店からの山の景色も楽しめ、大満足の昼食になりました。

メニューも豊富で目移りします。ご興味ある方は是非、自然の中でジビエ料理を楽しんでみてはいかがでしょうか。

O

## 阿波の自治より募集のお知らせ

### 写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

### 情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとっておきのニュースをお待ちしております。

### 原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

### ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

みなさ～ん  
宝くじは徳島県内で  
買ってね。



阿波踊りクーちゃん

宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。

なぜ県内で買って欲しいのかって？それは、徳島県内で売られた宝くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているからさ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。

---

## 阿波の自治 vol.95

令和元年12月発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会  
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階  
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

---

# 宝くじ公式サイトで宝くじを 購入できるようになりました!

## お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

宝くじ  
公式サイトは  
こちらから

### STEP1 「宝くじ公式サイト」を検索!メールアドレスの登録(仮登録)

「宝くじ公式サイト」を検索して、  
宝くじ公式サイトの新規会員登録ページで  
メールアドレスを登録(仮登録)します。



クリック!



### STEP2 会員情報の入力(会員登録)

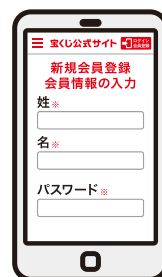
入力いただいた  
メールアドレス宛に、  
メールが届きます。



メールに記載  
されている  
会員登録用の  
URLをクリック  
します。



画面に従って、  
氏名や生年月日等の  
情報を入力いただくと  
新規会員登録が  
完了します。



登録完了!



宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了です。

宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続き次のSTEP3の手続きをお願いします。

### STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」  
および当せん金のお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。

以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります!

クレジットカード情報のご登録にあたり、下記の2点をご確認ください。

- ① 宝くじ公式サイトで利用可能なクレジットカード発行会社か
- ② 本人認証サービス(3Dセキュア)を有効化しているか

クレジットカード発行会社の確認方法、本人認証サービス(3Dセキュア)について

詳しくは [https://www.takarakuji-official.jp/special/creditcard\\_guide/](https://www.takarakuji-official.jp/special/creditcard_guide/) をご確認ください。

本件に関する  
お問い合わせ先

宝くじコールセンター

TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※電話番号を十分ご確認くださいの上、おかけ間違いのないようお願いいたします。